

久御山町 地域防災計画

事故対策編

久御山町防災会議

久御山町地域防災計画 事故対策編

《 目 次 》

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的と方針.....	1
第2節 事故災害の想定.....	3
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第2章 災害予防計画.....	7
第1節 通信施設の整備計画.....	7
第2節 情報伝達手段の整備計画.....	8
第3節 防災活動体制の整備計画.....	9
第4節 救出・救助、医療・救護計画.....	11
第5節 避難体制の整備計画.....	12
第6節 緊急輸送体制の整備計画.....	14
第7節 広域応援体制の整備計画.....	16
第8節 航空事故災害への備え.....	17
第9節 道路事故災害への備え.....	18
第10節 危険物等事故への備え.....	20
第11節 大規模火災への備え.....	22
第12節 広域停電事故への備え.....	23
第13節 広域断水事故への備え.....	24
第14節 原子力事故への備え.....	26
第3章 災害応急対策計画.....	27
第1節 組織計画.....	27
第2節 動員・配備計画.....	33
第3節 情報の収集・伝達計画.....	35
第4節 通信運用計画.....	50
第5節 災害広報計画.....	52
第6節 応援要請計画.....	54
第7節 救助、医療・救護活動計画.....	60
第8節 応急避難計画.....	62
第9節 避難場所開設・運営計画.....	65
第10節 輸送計画.....	68
第11節 航空事故災害対策.....	70
第12節 道路事故災害対策.....	72
第13節 危険物等事故対策.....	74
第14節 大規模火災対策.....	79
第15節 広域停電事故対策.....	81
第16節 広域断水事故対策.....	83
第17節 原子力発電所事故対策.....	86

第4章 災害復旧計画.....	88
第1節 住民生活安定のための緊急措置に関する計画.....	88
第2節 事故原因者等による復旧対策.....	89

第1章 総則

第1節 計画の目的と方針

第1 計画の目的

この計画の目的は、本町域における事故災害の発生を未然に防止するため、行政と各防災関係機関、住民が一体となって災害に強いまちづくりを進め、事故災害発生時においても適切な対応を図ることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

この計画は、次の3つの内容で構成する。

1 事故災害の予防

事故災害に対する備えを進め、事故災害発生の際の被害を最小限に食い止めるための予防計画

2 事故災害発生時の応急対策

事故災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、応急的に必要な対応を行うための応急対策計画

3 事故災害発生後の復旧・再建

事故災害発生後の住民生活の安定をとりもどし、住民の自立に基づき、再び魅力ある久御山町にするための復旧・再建計画

第2 計画の方針

この計画は、事故未然防止と事故発生時に被害を最小限に食い止めるために災害対策本部の危機管理体制の確立を図るとともに、行政と関係機関、事業所、住民が整理すべき課題と役割を明確にして相互の協力と連携に努めることを基本的な理念として推進するものとし、次の方針に基づいて本計画を策定する。

- (1) 事故が発生しないようにするための対策
- (2) 住民を事故から守るための対策
- (3) 突発的な事故発生に即応できる危機管理体制の確立
- (4) 住民・行政・事業者の役割分担の計画化
- (5) 地理的、社会的条件を考慮した対策

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。また、事故想定や地理的、社会的条件により現状にそぐわないときは、それに沿って修正するものとする。

第4 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を行うにあたっての必要な細部計画については、久御山町各部課並びに各防災関係機関等においてあらかじめ定めておくものとする。

第5 計画の習熟

久御山町及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及び計画に関連する他の計画等の習熟に努めなければならない。

第2節 事故災害の想定

予想される事故災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予想もできない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、久御山町において発生することが予想される事故災害として、以下の想定を行う。

1 航空機事故（町内への墜落事故等）

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模に航空機事故の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

2 大規模道路事故（大規模自動車事故など）

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路において車両の衝突、火災等により、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合。

3 大規模火災（市街地火災・林野火災）

火災の延焼拡大により市街地大火災が発生した場合、及び森林・原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合。

4 危険物の爆発・流出事故

危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発の発生、火薬類の火災・爆発の発生、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出の発生、放射性物質の放射性障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

5 水道・電気などのライフラインの広域断絶

広域的な断水事故、停電事故により、多数の町民に支障をきたす災害が発生した場合。

6 原子力事故災害

原子力発電所にて事故等が発生し、施設の被害状況によっては放射性物質の拡散により発電所近隣地区の避難、広範囲の地域の立ち入り禁止、除染や飲料水・食料等の摂取制限など、重要な影響を及ぼす可能性がある場合。

7 その他の事故（大規模な救急事故等）

建物や大規模工作物の倒壊に関する事故や、集団的に発生する食中毒等に起因する事故、祭礼等不特定多数の者が集中する場所で発生する事故、その他物理的、人為的原因または自然現象に起因する突発的に事故災害の発生により、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

久御山町、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び消防関係団体等が防災に関し処理すべき事項又は業務は、風水害編第1章第5節に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 久御山町

1 事故災害発生時共通の役割

- (1) 事故災害警戒本部、事故災害対策本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 京都府又は他の市町村に対する応援要請

2 航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災、危険物事故発生時の役割

- (1) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (2) 死傷病者の身元確認
- (3) 事故（火災）拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示

3 危険物事故発生時の役割

- (1) 危険物等に関する規制

4 ライフライン広域断絶時の役割

- (1) 二次災害防止のための活動
- (2) 付近住民に対する情報提供

第2 京都府

1 事故災害発生時共通の役割

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故対策体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、一般社団法人宇治久世医師会、国立、公立、私立医療機関に対する活動の要請

2 危険物災害発生時の役割

- (1) 危険物等に関する指導取締

第3 京都府警察本部（宇治警察署）

1 事故災害発生時共通の役割

- (1) 関係防災機関との連携の強化
- (2) 被害状況の収集及び被害実態の把握
- (3) 被害者の救出救助
- (4) その他事故災害に必要な警察活動

2 航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災、危険物事故発生時の役割

- (1) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 事故現場及びその周辺における警戒警備
- (3) 二次災害防止
- (4) 遺体の検視及び身元の確認
- (5) 行方不明者の捜索

3 航空事故発生時の役割

- (1) 遭難航空機の捜索

4 危険物事故発生時の役割

- (1) 危険物等に関する指導取締

5 ライフライン広域断絶時の役割

- (1) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備

第4 大阪航空局（大阪空港事務所）

1 航空事故発生時の役割

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 空港（航空通信、無線施設等を含む）及び航空機の保安
- (3) 遭難航空機の捜索及び救助

第5 近畿地方整備局

1 道路事故発生時の役割

- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 事故発生時の道路通行禁止制限及び道路交通の確保
- (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧

第6 中部近畿産業保安監督部近畿支部

1 危険物事故発生時の役割

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締

第7 大阪ガスネットワーク(株)京滋導管部、その他危険物等保管事業所

1 都市ガス、危険物等事故発生時の役割

- (1) 京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び久御山町との連絡・協議
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 二次災害の防止活動
- (5) 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応

第8 関西電力送配電株式会社

1 ライフライン広域断絶時の役割

- (1) 京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び久御山町との連絡・協議
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応

第9 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等）

1 事故災害発生時共通の役割

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 京都府及び久御山町等との連携

第2章 災害予防計画

第1節 通信施設の整備計画

第1 計画の方針

事故発生時の情報伝達に必要な通信施設等の整備拡充を図るとともに、情報の混乱を防ぎ的確に処理するための防災情報処理システムの整備に努めるものとする。

第2 通信施設の整備

1 有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用するものとする。

また、事故情報や復旧情報、安否情報などを直接電話により町に問い合わせや苦情が多く発生することが予想されるため、問い合わせ専用回線の確保を進める。

2 消防・救急無線施設

災害時に備え予備電源の確保等を図る。また、機器配線等の点検整備を定期的に行うものとする。

3 防災行政無線施設

災害時における情報の収集、連絡活動を効果的に推進するため、有線はもとより無線による通信手段の充実を図る必要がある。このため、総務省の免許方針に従った防災行政無線により非常時の通信手段の確保を図る。

(1) 防災行政無線の概要

防災行政無線は、町役場に設置する町統制局を中心として地域防災系の無線回線網で構成する。

(2) 無線従事者養成計画

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努めるとともに、災害対策本部設置時の即応体制の充実を図るものとする。

4 総合防災情報システムの開発・整備

被害情報や対策情報など各種の情報を収集、整理し、併せて防災に関する種々のデータを処理し、防災関係情報を有機的に結合させる総合防災情報システムの開発・整備に努める。

第3 通信施設の災害予防

1 有線通信施設

広域停電事故等の発生に備えて、町有施設の非常電源装置（自家発電）の充実を図るとともに、災害時に備え予備電源の確保等を図る。また、機器配線等の点検整備を定期的に行うものとする。

2 無線通信施設

災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置等の無線局設備について、定期的な点検整備を行うものとする。

第2節 情報伝達手段の整備計画

第1 計画の方針

事故発生時の状況を住民に迅速かつ正確に伝えることが二次災害の防止と迅速な避難行動につながることから情報伝達手段の整備を図るものとする。

第2 住民への情報伝達手段の整備

1 広報車の整備

既存の広報車のスピーカー出力を増強するとともに、車両台数の増加を行うことにより、事故発生時の避難指示の伝達や、復旧情報の伝達能力を上げる。

また、事故発生時に迅速で確実な広報活動が可能なように、定点での広報実施方法や、事前に様々な事態を想定した「広報文例」などの広報マニュアルの作成を行う。

2 メディアの活用

災害や大規模な事故が発生した場合は「エフエムうじ」を最大限に活用するとともに、日常的な行事をとおして、災害時には「エフエムうじ」で情報を得るよう住民に周知する。

3 自治会や自主防災組織を通じての情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて伝達が行えるよう検討する。

第3節 防災活動体制の整備計画

第1 計画の方針

災害時の体制及び災害時における有効適切な防災活動を円滑に実施するため、平素から災害に関する知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

第2 指揮系統の機能強化

勤務時間外を含め、事故発生直後に信頼度の高い情報を収集し、的確な災害応急対策を実施するための本部体制の確立を図る。

1 消防本部との連携

事故の発生情報は、府や事業者から本部事務局及び消防本部に伝達される。しかし、勤務時間外においては、本部事務局の情報把握が遅れ、初期活動体制の確立に遅れがでることが懸念される。

そこで、勤務時間外においては、消防本部が入手した情報を迅速に本部事務局の指定要員に伝達し、速やかにその他の本部要員へ伝達する体制を整備する。

また、本部事務局の初動体制が整備されるまでの時間は、消防本部がその防災業務を代行できる体制を整備する。

2 総務・広報班の体制整備

事故災害の情報は、総務・広報班により一元的に管理できるシステムを確立する。総務・広報班は、住民からの情報、問い合わせ、苦情や要請、本部と各班や避難所との情報交換、住民への情報提供など、本部内のすべての情報を処理することとし、迅速・正確な情報処理を行うため、各種文書様式等に基づき実施できる体制を整備する。

3 事業者との連絡調整

事故発生直後は混乱のため、事故原因者（事業者）から町の防災部門にスムーズに情報が伝達されないことも考えられる。このため、事業者と町の防災部門との連絡体制を確かなものとするため、マニュアルにより、勤務時間内及び勤務時間外の連絡窓口、有線電話が途絶・輻輳した場合の方法について明らかにする。

第3 活動マニュアルの整備

1 初動マニュアルの整備

災害発生直後は「初動マニュアル」を作成し、すべての職員が常時携帯し、災害発生時に常に確認できる体制を整備する。初動マニュアルにおいては、特に勤務時間外に災害が発生した場合の初動体制を明確にする。

2 各班の実働マニュアルの整備

災害対策本部及び班体制の整備とあわせ、各班が的確に役割を果たせるよう、具体的な内容の「実働マニュアル」を整備する。

3 職員に対する防災教育

事故等の大規模な都市災害が発生した場合も、地区班体制を活用して各担当区域における情報収集、被害調査及び避難所が開設された場合の避難所運営を行う。地区班の活動をより効果的なものとするため、「避難所運営マニュアル」を整備し、本部や班相互間の調整の方法や避難所収容者や地元組織、ボランティア等と連携した対応のあり方を明確にする。

第4 職員に対する防災教育

災害応急対策計画に基づく災害応急対策の遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地で行う訓練について必要な事項を定める。

1 職員に対する防災教育

(1) 印刷物による防災教育

庁内紙「A I C R」に職員として知っておくべき防災の基礎知識等について特記記事を掲載するほか、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配付する。

(2) 実働マニュアルの作成及び役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外を含めた非常時配置体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚の向上を図る。

(3) 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会等を随時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

2 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練の実施

防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、町地域防災計画に含まれる事項を中心に実施する。

(2) 図上訓練

事故災害の種別や事故規模・様相を想定し、情報収集・伝達、救出・救助、救急・救護、避難誘導や交通規制・緊急輸送等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

(3) その他の防災訓練

- ア 災害救助救急訓練
- イ 災害通信訓練
- ウ 動員訓練
- エ 消防訓練

第4節 救出・救助、医療・救護計画

第1 計画の方針

大規模な事故発生時の医療救護需要は、同時多量に発生し、かつ即応体制を要求するものとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要である。

町は、平常時から次の項目について整備しておく必要がある。

- (1) 救出・救助活動体制
- (2) 医療・救護体制
- (3) 後方医療体制と搬送体制

第2 救出・救助活動体制の整備

1 救出・救助資機材の充実及び整備

大規模な事故発生時に、事故現場で被災者を的確に救出、救助するため、装備資機材の充実を図る。

- (1) 消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図る。
- (2) 消防団の消火用資機材及び応急救護用資機材を整備・充実する。
- (3) 道路障害等により救助隊等が現地に短時間で到着できない事態に備え、地域住民の自主防災組織による第1次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。
- (4) 広域防災連絡会を構成する各市町の装備の状況を把握し、必要な場合は相互応援体制がとれるようにしておく。

2 緊急時の機動力確保

大規模な事故発生に伴う道路の渋滞及び電話回線の輻輳に対応して、住民に対する広報、救護活動及び避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る。

第3 医療・救護体制の整備

1 初動医療救護

大規模な事故により負傷した住民に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への搬送などの初動医療は、町において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。このため、町は宇治久世医師会との協定の基づき、初動医療体制の整備に努める。

2 医薬品・資機材の整備

- (1) 救護対象者数を考慮した医薬品及び救護用資機材の備蓄を推進する。
- (2) 宇治久世医師会における救護資機材の備蓄を促進するとともに、医療機関に対して緊急医薬品等の備蓄・供給に係る応援協定の締結を要請していく。

第4 後方医療体制と搬送体制の整備

- (1) 京都府や医師会、警察署、消防本部と協力して、後方医療体制と重傷者等の搬送体制について必要な措置を協議しその整備を図る。
- (2) 災害時には、多数の重傷者が発生し、町だけでは医療救護需要に対応できない場合が予想されるため、後方医療体制と搬送体制について、関係各機関に体制の整備を要請していく。

第5節 避難体制の整備計画

第1 計画の方針

大規模な事故発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるように、必要な避難場所を指定するとともに、町及び防災関係各機関が相互に緊密な協力のもとに住民を安全に避難場所に収容するための避難体制を推進する。

第2 避難場所の周知徹底

大規模な事故発生時には、極めて混乱した状況の中で、多数の住民等の避難が必要となる事態が予測されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から次の方法により住民への周知を推進する。

- (1) 避難誘導標識及び広域避難場所等の案内板の設置を計画的に整備する。
- (2) 避難場所周辺等の夜間照明施設等の整備を図る。
- (3) 「防災マップ」の配布等による広報活動や防災訓練等を通じて広域避難場所等の周知徹底を推進していく。

第3 避難場所の指定・設置基準

1 避難場所の指定

避難場所の指定は、次のとおりとする。(資料編97～100頁「避難場所等一覧表」・101頁「避難場所等位置図」参照)

- (1) 指定緊急避難場所6箇所
- (2) 指定避難所6箇所
- (3) 広域避難場所8箇所

2 避難場所の設置基準等

避難場所の設置基準等をおおむね次のとおりとする。

- (1) 原則として、宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設とする。
- (2) 原則として、自治会を単位として設置する。
- (3) 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物(学校等)を利用する。
- (4) 収容基準は、概ね3.3㎡当たり2人とする。

3 一時集合場所の決定

大震災における避難方法は、パニックの防止、避難秩序の維持のため、集団避難方式を原則としている。集団避難のためには、まず公園、学校、空地等に集合しておくことが必要である。

そこで地域の実態に応じて、あらかじめ各自治会単位で一時集合場所を定めておくよう指導を徹底する。

第4 避難協力体制の整備

避難に当たっては、特に次の点に留意し、自治会、自主防災組織、事業所等に協力を要請し、避難体制の整備に努める。

- (1) 避難場所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時の対応のあり方を検討しておく。また、広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、地域住民の理解を得ておく。

- (2) 高齢者、身体障害者等の要配慮者に対する避難誘導の方法を検討し、地域の協力が得られるよう努める。
- (3) 外国人に対する避難誘導の方法を検討する。

第6節 緊急輸送体制の整備計画

第1 計画の方針

大規模事故による重傷者の搬送、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を迅速に行うため、緊急輸送の確保について必要な事項を定める。

第2 緊急輸送用車両の整備

1 町保有車両の災害対策利用計画

本町が所有する車両については、事前に京都府警察に緊急通行車両の事前届出を行い、大規模な事故発生時に迅速な活用が可能なように、担当職員に対し、確認申請の方法について周知を図る。

2 車両、単車、自転車等の確保体制の整備

(1) 物資輸送用トラック等の確保

トラック協会等と協定を締結し、災害時の運用体制について連絡体制を強化する。
また、町内輸送業者等との連携協力体制を整備する。

(2) 要員輸送用車両等の確保

災害対策要員の輸送手段確保のため、路線バス事業者の臨時活用方策を検討する。
また、関係業者等との連携協力により、緊急調達体制の整備を図る。

(3) 単車・自転車・リヤカーの確保

大規模災害時には道路機能の麻痺により、特に狭い道路での車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめ細かな情報伝達、物資の配給が行えるよう、単車、自転車、リヤカー等の確保及び調達体制の整備を図る。

(4) 負傷者、死亡者輸送用車両の確保

災害による負傷者、死亡者の輸送のため、関係団体との連携協力体制の整備を図る。

第3 緊急通行車両の事前届出

1 災害応急対策に必要な緊急通行車両

災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条1項に規定する災害応急対策を実施するための車両は、次の災害応急対策に関する事項を実施する車両とする。

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項

(2) 消防、水防その他応急処置に関する事項

(3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項

(6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(8) 緊急輸送の確保に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 緊急通行車両の事前協議

災害応急対策活動の円滑な実施のため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して確認

手続の省力化、効率化を図るため、事前に規定する車両を対象として京都府宇治警察署に事前届出を行う。事前届出の対象車両は、次のとおりである。

- (1) 指定行政機関等の保有車両（道路交通法施行令第13条の緊急自動車は事前届出を必要としない。）
- (2) 指定行政機関等が契約等により常時専用的に使用する車両
- (3) 指定行政機関等が災害時に関係機関、団体等から調達する車両

第7節 広域応援体制の整備計画

第1 計画の方針

発災時における人的、物的資源を確保するため、京都府や自衛隊と連携するとともに現在協定を締結している岐阜県岐南町及び民間関係機関等と応援内容や医薬品、食料、生活必需物資等の調達が円滑に行えるように協定内容の充実を進める。

その際、男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方や言語、生活習慣の異なる外国人に配慮するよう努めるものとする。

第2 応援受入体制の確立

広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。

第3 情報の共有化等

京都府及び広域応援部隊、防災関係機関等と情報の共有を図り、また、応急活動用備蓄資機材の配分方法等について効率的に運用できるよう検討する。

第4 応援機関との連携の強化

各応援機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施するなど関係の強化を図る。

第5 ボランティアの受入体制の整備

発災時における国内・外からのボランティアの支援申入れが適切に活かされるよう社会福祉協議会等と協定を締結し、ボランティア運営関係機関、団体と連携の上、マニュアル作りや受入体制等の更なる整備推進を図る。

第8節 航空事故災害への備え

大阪航空局は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講じる。

第1 航空交通の安全のための情報提供

航空路誌、ノータム（滑走路の閉鎖、航空保安無線施設の停波等航空機の安全運航を左右する情報）等により、航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

第2 航空運送事業者への安全指導

航空機の安全な運航を確保するため、航空運送事業者に対し、次の業務を実施する。

- (1) 航空関係諸規制の遵守の徹底
- (2) 航空運送事業者等の実施する教育訓練に対する指導
- (3) 定期的な安全指導における運航管理体制、安全意識の重点点検の実施

第3 防災訓練の充実

突発的航空事故を想定して、防災体制の強化を図るため、防災関係機関等が一体となり、実践的な訓練を実施する。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第4 再発防止対策の推進

航空事故調査会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第5 その他

- (1) 既設路線の変更及び航路の新設をした場合には、京都府防災会議会長への連絡に努める。
- (2) 民間航空機が有視界飛行をする場合、文化財施設、人家密集地を極力避けるように努める。

第9節 道路事故災害への備え

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路において衝突等による車両火災等が発生した場合、大規模災害となる可能性がある。また、自動車専用道路は一般的には一定の間隔で設けられたインターチェンジ以外からは進入することができないため、事故発生時の現場到着が遅れるおそれがある。

本計画は、本町を東西に横断する京滋バイパス、南北に横断する第二京阪道路における衝突、車両火災、危険物及び災害による事故に対処するため、関係機関のとりべき予防対策について定める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

第1 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3 点検・監視の実施

1 防災設備等の点検

- (1) 防災設備等の点検は、道路法等関係法規の定めるところによるほか、内部規定等による日常点検を実施する。
- (2) 交通管理及び保全業務委託により、定期的又は臨時に道路パトロールカー等により巡回を行い、道路状況、気象状況及び土木構造物の点検等を行い、異常事態を発見した場合、管制室等へ連絡し、道路の安全かつ円滑な交通を確保する体制をとる。
- (3) 防護柵や案内標識等の事故防止設備の整備・点検を実施する。

2 防災資機材の点検・整備

応急復旧用資機材について、日常的に整備点検を行うほか、関連業者について整備点検を指導する。

第4 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

第5 防災訓練の実施

突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第6 道路施設の整備促進

土砂災害対策を含めた道路防災対策事業により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

第7 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第8 防災知識の普及

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第10節 危険物等事故への備え

第1 危険物保管施設等の予防対策

高圧ガスや毒物・劇物、放射性物質などは、産業、医療及び教育の分野において広く利用され、生活上の利便をもたらす反面、災害時における漏えいの危険性を有している。これらの危険物を扱う施設については法律に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい制限がなされているが、災害時の安全対策について万全を期することが重要である。危険物による災害を防止するとともに、漏えいによる二次災害の防止に努める。

1 石油類等危険物保管施設の安全化

多量の危険物（石油類等）を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による漏えい等の防止に努める。

2 高圧ガス施設の安全化

(1) ガスの種別、規模に応じて、自然災害や事故災害の発生に対する適切な施設の強化対策を図るよう指導するとともに、日常及び緊急時の保安体制を確立するよう指導する。

(2) 災害時の緊急的な対応については、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

3 浄水場の薬品貯蔵設備の整備補強

浄水場の薬品貯蔵設備の自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策の向上を図り、災害による薬品の漏えい、流出等の防止に努める。

4 火薬類保管施設の安全化

(1) 火薬類を保管する火薬庫、火薬類取扱所等については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、火薬庫の倒壊等による火薬類の暴発を防ぐよう指導する。

(2) 災害時には、あらかじめ定めた一時保管場所等へ火薬類の移動や混乱に乗じた盗難を防ぐことのできる体制を整備するよう指導する。

5 毒物・劇物保管施設の安全化

(1) 大量の毒物・劇物を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による毒物・劇物の漏えい等を防ぐよう指導する。

(2) 災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、混乱に乗じた盗難を防ぐよう指導する。

6 放射線等使用施設の安全化

(1) 放射線等を使用する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊・損壊等による漏えいを防ぐよう指導する。

(2) 災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

7 危険物輸送車両の安全化

危険物輸送車両が災害時においても漏えいや爆発等に対し、安全性を確保できるよう車両の点検管理について呼びかける。

第2 都市ガス供給施設の予防対策

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にもその被害を最小限に食い止めるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置並びに維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について対策を講じる。

1 防災体制

防災業務計画に基づき、関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2 ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

3 その他防災設備

(1) 検地・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア ガス漏れ警報設備

イ 圧力計・流量計

(2) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 資機材の整備

早急に復旧又は応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

4 教育・訓練

(1) 教育訓練

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、防災業務計画等について、関係者等に対する教育を実施する。

(2) 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認するとともに、地域防災訓練に積極的に参加する。

5 広報活動

(1) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(2) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第11節 大規模火災への備え

第1 消防水利の充実

消防水利には、消火栓や防火水槽のほか、河川などの自然水利があるが、消防水利の大部分を占める消火栓は、断水時には全く機能しなくなる事態の発生が予測される。

断水時の消火活動には、防火水槽やプール、河川、井戸など、あらゆる水を利用できるように消防水利の強化を図る必要がある。

1 防火水槽

(1) 防火水槽の整備を図る。

(2) 市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。

2 消火（防災）用井戸の確保

(1) 消防活動が困難な場合に対応するために、地下水の利用可能な地域での消火用井戸の開発を検討する。

(2) 利用可能な地下水量の少ない地域では、防火水槽やプール等の併用活用を検討する。

第2 火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善を尽くしても、火災が拡大する恐れがあり、火災の拡大を防止する上で、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

(1) 都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。

(2) 災害時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。

第12節 広域停電事故への備え

災害の予防のための各種施策は、関西電力送配電株式会社の防災業務計画に定めるところに従い、本町と連携を持って進める。

自然災害や事故災害の発生に対して、電力施設の必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

第1 施設の管理維持

関西電力送配電株式会社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

第2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3 防災訓練の実施

本町及び関西電力送配電株式会社は、平常時から電力施設業者と情報交換を行い、広域停電事故を想定した防災訓練などを実施し、災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

第4 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第5 防災知識の普及

電気利用者に対し、広域停電事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第13節 広域断水事故への備え

広域断水事故に対して必要な飲料水を確保し、供給することを目的として、応急給水のための水の確保・資機材の備蓄等を推進する。

第1 応急給水への備え

1 応急給水の基本的な考え方

震災により断水した場合の応急給水計画に準じて応急給水ができるよう対処する。

2 応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を事業環境部に設置する。

拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

3 応急給水用資機材の整備

応急給水用資機材は、久御山町浄水場及び防災倉庫に整備・備蓄する。

4 飲料水の確保

配水池等での事故に備え、飲料水の確保を図るため、耐震貯水槽の整備を検討する。

また民間の井戸、学校施設等のプール等利用可能な水利の調査を行い、それぞれの施設の水の利用について検討し、活用を図る。

5 緊急給水、応急給水施設位置図の作成

緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急指定病院、第1次避難場所）については、施設一覧及び位置図を作成し、応急対策時に迅速に活用できるようにする。

6 給水場所マップの作成

災害等事故時において断水が発生した場合の応急給水地点をあらかじめ定め、広報くみやま等により住民への周知を図る。給水場所は42箇所を定めるが、このポイントは全町が断水状態にあることを想定し、他市町及び自衛隊等の応援を得ながら給水車等が24時間以内で配備できる場所とする。

7 他の事業者との連携

災害等事故時のライフラインの確保を図るため、本町と隣接する市との行政界付近に付設している水道本管を連結・接続による相互給水体制がとれるようにシステムを構築するなど緊急時における生活用水等を確保するための方策を調査、検討する。

第2 応急復旧への備え

1 水道施設に関する図書の整備

平常時から施設の設計図書の整備を行うとともに、図書のコピーの作成・保管、データベース化を推進する。

2 応急復旧用資機材の確保

災害時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限度の復旧用資機材の備蓄を図る。

3 日本水道協会京都府支部、久御山町上下水道事業者組合等との協定

日本水道協会京都府支部、久御山町上下水道事業者組合等に災害時における協力を求めるとともに、必要に応じて、応急復旧工事の実施及び応急復旧用資機材の調達に関する協定を締結する。

第3 防災意識の啓発

住民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報等を通じて啓発活動を行う。

1 住民の役割

飲料水について、住民一人当たり3リットル/日×3日分を目途に備蓄するよう呼びかける。

2 企業等

企業等に対し、従業員に対する防災教育及び食料・飲料水等の備蓄を要請する。

第14節 原子力事故への備え

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定めるところに従い対策を進める。

原子力発電所事故の際の、環境放射線等モニタリング、広報、受け入れ避難所の開設等関係自治体への支援など迅速な対応を図ることができる体制を確立する。

第1 環境放射線等モニタリング

平常時からの京都府の環境放射線モニタリングの公表値を観測・活用する。

測定ポイント：京都府山城広域振興局

第2 防災対策の実施

国の原子力災害対策指針等の内容を踏まえ、本町において対応すべき内容を随時検討する。

第3 広域一時滞在

町は、京都府作成の「原子力災害に係る広域避難要領」に基づき、原子力発電所近隣地域からの広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるように努める。

第4 国・府の基準値等の把握

原子力発電所の災害時におけるモニタリングの状況、飲料水・食料品の摂取制限、除染基準等の把握に努め、速やかな対応を行えるように備える。

第5 防災知識の普及

住民に対し、原子力発電所事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

防災知識の普及及び啓発の実施にあたり、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女・性的マイノリティの多様な性などのニーズの違いに配慮するように努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

第1 計画の方針

大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町防災関係機関が有する全機能を発揮して災害の発生及び蔓延を防御し、かつ、応急的救助等の対策を行うことによって、被害の拡大を防止するための体制について定める。

この計画は、事故の種類及び応急対策の種類によって、以下の構成の計画とする。

1 事故災害に共通する応急対策

第2節から第10節は、事故災害発生時に迅速かつ効果的な応急対策を実施するための応急活動の内容を示したものである。

事故の種類に関わらず、すべての事故災害に共通する応急対策計画である。

2 個別事故災害の応急対策計画

第11節から第16節は、事故災害の種類別に各機関や事業所等が実施する応急対策の基本的な内容を示したものである。

第2 事故災害警戒本部の設置基準等

1 事故災害警戒本部の設置基準

- (1) 事故災害対策本部を設置するに至らない場合、又は事故災害対策本部設置前の体制として、事故災害に関する情報収集、調整連絡等を行い、状況を把握し、初期の応急対策を行うため、副町長、総務部長、及び消防長が協議して設置する。

「事故災害警戒本部」の設置は次の基準により行う。

事故災害の発生により、重大な被害が発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整など警戒体制をとる必要があると判断されるとき。

ただし、突発的な事故災害が発生し、即時に応急活動を実施する必要があるときは、警戒本部は設置せず、直接事故災害対策本部を設置する。

- (2) 職員の動員・配備体制については、第2節「動員・配備計画」による。

第3 事故災害対策本部の設置基準等

1 事故災害対策本部の設置基準

- (1) 町長は町域において大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害活動の推進を図るため、事故災害対策本部を設置する。

「事故災害対策本部」の設置は次の基準により行う。

ア 事故災害の発生により、重大な被害が発生又は発生するおそれがあり、単独の部署だけでは対応できず、各部署が協力して救助・救急、医療、広報などの総合的な応急活動体制を行う必要があると判断されるとき。

イ 町内の広域にわたって住民の生命に危険が及ぶおそれがあり、避難指示を発令す

ることが必要な事態となったとき。

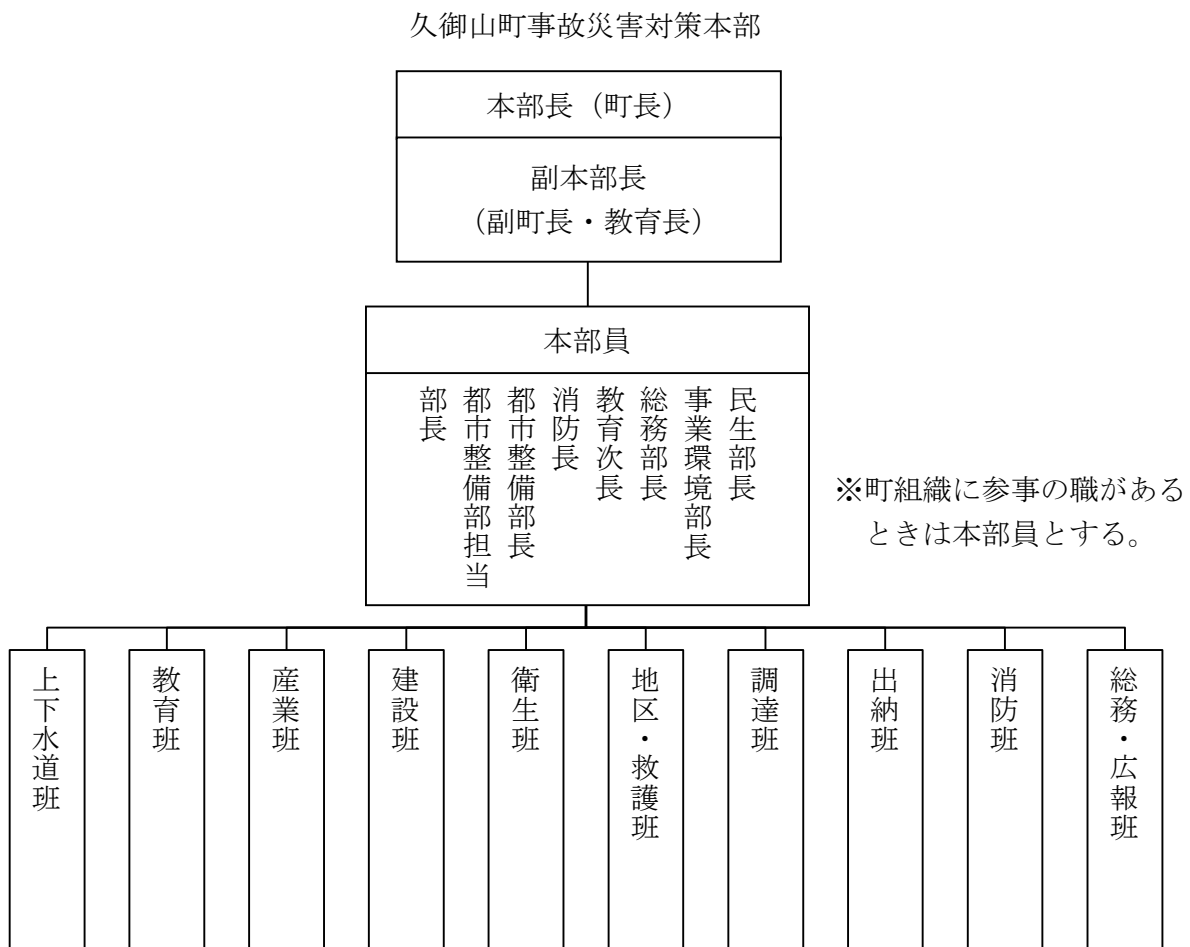
第4 事故災害対策本部への移行措置

事故災害対策本部が設置された場合においては、事故災害対策警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を事故災害対策本部に引き継ぐものとする。

第5 事故災害対策本部の組織機構及び編成

1 本部の組織編成

(1) 久御山町事故災害対策本部の組織図は、次のとおりとする。(資料編6頁「久御山町事故災害対策本部条例」参照)



※事故災害対策本部会議には、本部長以下の全本部員及び各班に所属する全課長が出席するものとする。

2 災害対策本部の各班の業務分掌の概要は、次のとおりとする。(資料編64～65頁「久御山町地域防災計画事故対策編担当班(課等)一覧表」参照)

班名(班長名)	担当課等	業務分掌
総務・広報班 (総務課長)	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 対策本部会議の運営に関する事。 3 各班の業務調整及び本部長の命令並びに対策本部会議等の決定事項の伝達及び各班の業務の調整に関する事。 4 対策本部要員の動員に関する事。 5 労働力の確保に関する事。 6 被害状況の総括及び情報資料等の収集、整理に関する事。 7 京都府災害対策本部その他関係機関に対する連絡及び要請に関する事。 8 災害記録の編さんに関する事。 9 報道機関への広報活動に関する事。 10 各種陳情の応接及び被災地の慰問に関する事。 11 災害地調査班の編成及び災害地からの情報の確保に関する事。 12 警備活動等に関する事。 13 気象情報の受信及び伝達に関する事。 14 その他他の班に属さない事。
	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会との連絡調整に関する事。 2 一般住民からの問合せ等の対応に関する事。 3 一般住民への広報活動に関する事。 4 庁舎の維持管理に関する事。 5 災害予算等町財政に関する事。
	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会との連携に関する事。
消防班 (次長)	消防本部 総務課 予防課 警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関活動の把握及び指示に関する事。 2 救助活動に関する事。 3 住宅等の危険箇所の把握に関する事。 4 救助用舟車の確保に関する事。 5 危険物の防災対策に関する事。 6 消防器機及び水防資材の整備点検確保に関する事。 7 災害地における応急対策の指導に関する事。 8 消防、水防業務に必要な情報の収集及び総務・総務班との連絡調整に関する事。

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
出納班 （会計課長）	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2 応急庁用必需物品の管理保管に関すること。 3 出納についての総務・広報班との連絡調整に関する こと。
調達班 （税務課長）	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人及び住宅等の被害調査に関すること。 2 り災証明の発行に関すること。 3 応急資材及び救助物資の調達に関すること。 4 炊出し及び炊出し場所の確保に関すること。 5 調達についての総務・広報班との連絡調整に関する こと。
地区・救護班 （福祉課長）	福祉課 住民課 戸籍住民係	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者等の捜索に関すること。 2 災害救助法の運用に関すること。 3 避難場所の開設・運営・維持管理、安置所及び埋葬 に関すること。 4 救助物資の配分に関すること。 5 救護資金等の貸し付けに関すること。 6 社会福祉施設の被害状況調査及び復旧対策に関する こと。 7 地区・救護に関する情報の収集及び総務・広報班と の連絡調整に関すること。
	国保健康課 子育て支援課 （保健師）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設・運営・維持管理に関すること。 2 医療救護及び感染症、食品衛生監視に関すること。 3 共同募金会、日本赤十字社京都府支部及び関係医療 機関との連絡調整に関すること。 4 り災児童等の応急救護に関すること。
衛生班 （住民課長）	住民課 生活衛生係 産業・環境政策 課 環境企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴミ及び災害廃棄物の処理に関すること。 2 し尿の処理に関すること。 3 衛生業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との 連絡調整に関すること。

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
建設班 （建設課長）	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等土木施設の被害状況の調査に関する事。 2 道路、橋梁、河川等土木施設の応急復旧に関する事。 3 危険な河川、橋梁等の調査・把握に関する事。 4 警備活動に関する事。 5 住宅応急、障害物除去に関する事。 6 道路、橋梁、河川等土木施設に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関する事。 7 応急仮設住宅の建設に関する事。
	新市街地整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通情報の調査及び収集に関する事。 2 道路、橋梁、河川等土木施設の被害状況の調査に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。
産業班 （産業・環境政策課長）	産業・環境政策課（環境企画係を除く）	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林関係被害状況調査に関する事。 2 食料供給に関する事。 3 農作物及び農機具等の応急対策並びに肥料農薬等、生産資材の確保に関する事。 4 家畜の待避に関する事。 5 農地及び農林施設の応急復旧に関する事。 6 労働力の確保に関する事。 7 障害物除去に関する事。 8 農林商工関係業務に必要な情報の収集並びに被害調査及び総務・広報班との連絡調整に関する事。

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
教育班 （学校教育課長）	学校教育課	1 休校、登下校の措置に関する事。 2 り災児童生徒等の応急援護に関する事。 3 学校教育施設の管理、設備の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 4 災害地における児童生徒等の応急教育に関する事。 5 こども園、小・中学校の管理に関する事。 6 教育業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関する事。 7 こども園の休園、開園の措置に関する事。 8 炊き出しに関する事。
	生涯学習応援課	1 文化財及び文化・スポーツ施設等の管理、設備の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 2 仲よし学級の児童の安全確保に関する事。 3 仲よし学級に係る施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。
	子育て支援課 （保健師除く）	1 教育業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関する事。 2 り災児童生徒等の応急援護に関する事。
上下水道班 （上下水道課長）	上下水道課	1 応急復旧資材の整備点検確保に関する事。 2 上下水道施設及び設備の被害状況調査並びに応急復旧に関する事。 3 飲料水の供給確保に関する事。 4 上下水道業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関する事。

※他班への応援等について、状況に応じて臨機に対応するものとする。

第2節 動員・配備計画

第1 計画の方針

大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本部要員等の動員について、その要領を定める。

第2 配備計画

1 事故配備体制の発令

久御山町に事故災害が発生した場合は、総務課職員、消防職員は予備配備をとり、情報収集にあたるものとする。(自主参集) その結果、本部長は総合的な応急対策の必要があると認めたときは、必要な活動体制を発令し、職員を配備する。

2 勤務時間内における配備計画

- (1) 本部長は、前項の「事故配備体制」が発令されたときは、あらかじめ定められた職員を配備につけ、警戒活動あるいは応急対策活動を命じるものとする。
- (2) 配備についた職員は、所属長等の命に従い、直ちに警戒活動あるいは応急対策活動を実施しなければならない。

3 勤務時間外における配備計画

勤務時間外における職員の配備は、次項「第3 動員計画」に定めるところによる。

第3 動員計画

1 動員の指令伝達

勤務時間外において「事故配備体制」が発令されたとき、職員は原則として自主参集するものとする。このため、所属長等は、常に所属職員の伝達系統を整備し、動員・配備計画をあらかじめ定め、事故配備体制が速やかにとれるようにしておかなければならない。

2 動員の対象者

原則として、全職員を動員対象者とする。ただし、次に掲げる職員については、対象から除外することができる。

- (1) 事故発生時において、急病、負傷等で参集が不能となった場合
- (2) 居住地付近が事故災害により火災が発生し、延焼のおそれがある場合
- (3) 人命救助活動に従事した場合
- (4) 事故災害地住民の救護、避難活動のリーダーを住民から要請された場合
- (5) 家族が被災し、特別な事情が生じた場合
- (6) その他本部長が認める場合

3 事故災害警戒本部及び同対策本部の動員

事故災害警戒本部及び同対策本部の動員は、別表に定めるとおりとし、本部長の指令に基づき実施するものとする。

4 参集場所

職員の参集場所は、原則として自己の勤務場所とする。ただし、所属長等は、動員・配備計画において、あらかじめ職員を指定し勤務場所以外の指定場所に参集させることができる。

5 参集状況の報告

所属長等は、職員の参集状況を本部長に報告するものとする。

6 参集時の留意事項

- (1) 職員は、勤務時間外における参集の場合、次の要領により自動的に行動を開始するものとする。

ア 参集者の服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、状況に応じ必要な用具をできる限り携行すること。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、最寄りの行政機関、消防署又は警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。

- (2) 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況その他の情報を、参集後直ちに所属長等に報告するものとする。

久御山町事故災害（警戒・対策）本部動員計画表

別表

動員の種類	動員の内容
事故災害警戒本部設置及び 第1号動員	総務課 10人
	福祉課 2人
	国保健康課 2人
	建設課及び
	新市街地整備課 5人
	産業・環境政策課 2人
	学校教育課 1人
	生涯学習応援課 1人
	子育て支援課 1人
	上下水道課 2人
消防本部 消防動員計画による	
災害対策本部設置及び 第2号動員	総務・広報班 10人
	消防班 消防動員計画による
	衛生班 2人
	建設班 10人
	教育班 4人
	地区・救護班 10人
	上下水道班 6人
産業班 5人	

第3節 情報の収集・伝達計画

第1 計画の方針

事故災害が発生し、または発生するおそれがある場合、関係機関等が緊密に連携し応急対策を実施するために必要な情報の収集を行うとともに、その対策に必要な指揮命令の伝達等について定める。

第2 事故災害情報の収集

1 航空事故情報の収集・伝達（36頁図3-1）

（1）事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、町域内における航空事故発生 of 情報を入手した場合は、速やかに総務課に伝達する。

（2）大阪航空局からの通報

町域内で突発的な航空事故発生又はそのおそれがあるとき、大阪航空局から本町及び消防本部に連絡される。また、京都府山城広域振興局長を経由して同様の情報が連絡される。

（3）京都府との連絡調整

総務課は、突発的な航空事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）及び消防庁に報告する。

2 道路事故情報の収集・伝達（37頁図3-2）

（1）事故原因者等からの情報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、町域内における道路事故発生 of 情報を入手した場合は、速やかに総務課に伝達する。

（2）道路管理者からの通報

町域内で突発的な道路事故が発生又はそのおそれがあるという情報、及び被害状況、活動体制、応急対策の活動状況は、道路管理者から本町及び消防本部に連絡される。

また、京都府山城広域振興局長を経由して同様の情報が連絡される。

（3）京都府との連絡調整

総務課は、突発的な道路事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告する。

3 危険物の爆発・流出事故情報の収集・伝達（38頁図3-3～43頁図3-8）

（1）事故原因等からの通報

事故原因者（事故発見者）及び事故発見者は、突発的な爆発・流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、町域内における危険物事故発生 of 情報を入手した場合は、速やかに総

務課に伝達する。

(2) 大阪ガスネットワーク株式会社からの連絡

大阪ガスネットワーク(株)は、町域内において大規模なガス漏れ事故、ガス供給停止の事態が発生した場合、直ちに消防本部にその旨を連絡する。

(3) 京都府との連絡調整

総務課は、突発的危険物事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）及び消防庁に報告する。

4 大規模火災情報の収集・伝達（44頁図3-9）

(1) 火災原因者等からの通報

火災原因者及び事故発見者は、火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、大規模火災発生の情報入手した場合は、速やかに総務課に伝達する。

(2) 京都府との連絡調整

総務課は、大規模火災が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告する。

5 ライフラインの広域断絶情報の収集・伝達（45頁図3-10）

(1) 関西電力送配電株式会社からの連絡

関西電力送配電株式会社は、本町を含む広域的停電が発生した場合、直ちに総務課、消防本部にその旨を連絡する。

(2) 上下水道課からの連絡

上下水道課は、本町内において大規模な断水事故が発生した場合、直ちに総務課、消防本部にその旨を連絡する。

(3) 京都府との連絡調整

総務課は、ライフラインの広域断絶が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告する。

第3 勤務時間外における対応

1 勤務時間外における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、町長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、宿日直員がこれにあたるものとする。

2 指定要員への連絡

勤務時間外において、消防本部に関係機関から突発的な事故発生情報がいった場合、速やかにあらかじめ定められた指定要員に対しその旨連絡を行う。

消防本部からの連絡により突発的な事故発生情報を確認した指定要員は、直ちに登庁し、「事故災害警戒本部体制」あるいは「事故災害対策本部」に対応できる初動体制を確立する。

第4 災害情報報告の要領

(1) 総括

この要領は町内に被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに対策本部に報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

(2) 報告の内容

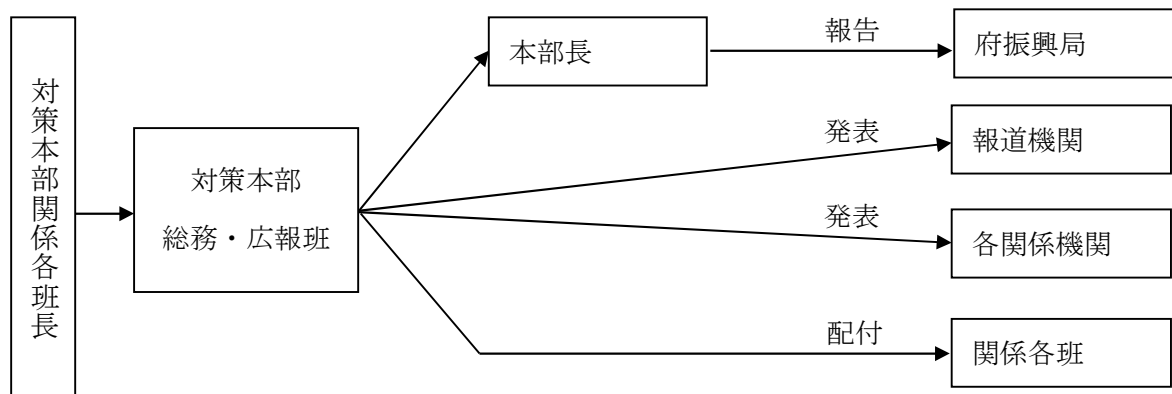
- ア 被害の概要
- イ 避難命令、勧告及び指示の状況
- ウ 消防活動の状況
- エ 応援要請状況
- オ 要員及び職員派遣状況
- カ 応急処置の概要
- キ 救助活動の状況
- ク 要望事項
- ケ その他の状況

(3) 報告の概要

(2)に掲げる事項が発生次第、そのつど「災害状況即報」(資料編38頁参照)により報告すること。

(4) 報告の処理概要

- ア 関係各班長は、総務・広報班を経由して本部長に報告すること。
- イ アの報告に基づき対策本部は、次の要領により報告を処理すること。



(5) 報告上の注意事項

速報にあたっては、当該様式の記載事項について要領よく、かつ明確に報告し、受信員の復唱をまって通信を終わる。

第5 被害状況報告の要領

(1) 総括

この要領は、町内に被害が発生したとき、又はそのおそれがある場合に、各班長がその状況を速やかに対策本部に報告するとともに、引き続き被害が確定するまで報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

(2) 報告の種類

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況報告
- ウ 被害確定報告

(3) 報告の内容と時期

ア 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を主とすることが望ましく、「災害概況即報」(資料編39頁参照)により行うものとする。

イ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「被害状況報告」(資料編40～41頁参照)により報告すること。

ウ 被害確定報告

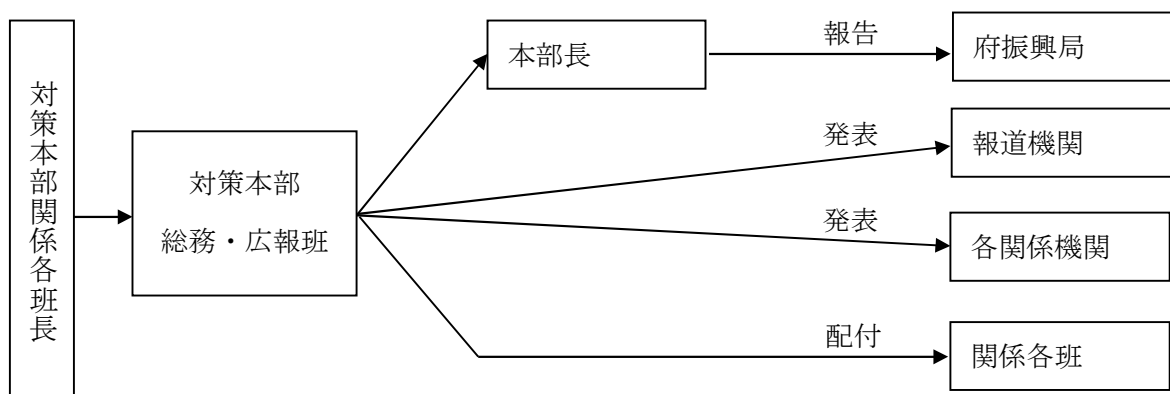
被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は、「被害状況報告」(資料編40～41頁参照)により最終の報告をすること。ただし、総務・広報班が必要と認める場合は、その指示に従って報告すること。

(4) 報告の処理概要

ア 関係各班長は、総務・広報班を経由して本部長に報告すること。

イ アの報告に基づき、対策本部は次の要領により報告を処理すること。

ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、京都府山城広域振興局災害対策支部等に応援を求め行うものとする。(資料編69頁「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」参照)



(5) 報告上の注意事項

ア 速報にあたっては、当該様式の記載事項の符号を順に追い要領よくかつ明確に報告し、受信者の復唱をまって通信を終わること。

イ 被害状況報告の単位については、誤りのないよう充分留意すること。

ウ 被害状況の写真による報告は、最も迅速な手段をもって報告すること。

第6 公共施設等の災害情報の収集・報告責任者

公共施設等に関する災害時の情報収集及び被害報告を迅速・的確に処理するため、次のとおり情報の収集・報告責任者を置く。

各部等の報告責任者は、文書、電話、口頭、無線その他迅速な方法により、総務部長に報告するものとする。

総務部長は、各部等の報告責任者からの報告内容を取りまとめのうえ、直ちに本部長へ報告するものとする。(資料編106頁「公共施設等の災害情報収集・報告責任者等一覧表」参照)

(1) 本部長への報告責任者

総務部長

(2) 各部等の報告責任者

総務部 (総務課長)

民生部 (福祉課長)

都市整備部 (建設課長)

教育委員会 (学校教育課長)

事業環境部 (産業・環境政策課長)

消防本部 (総務課長)

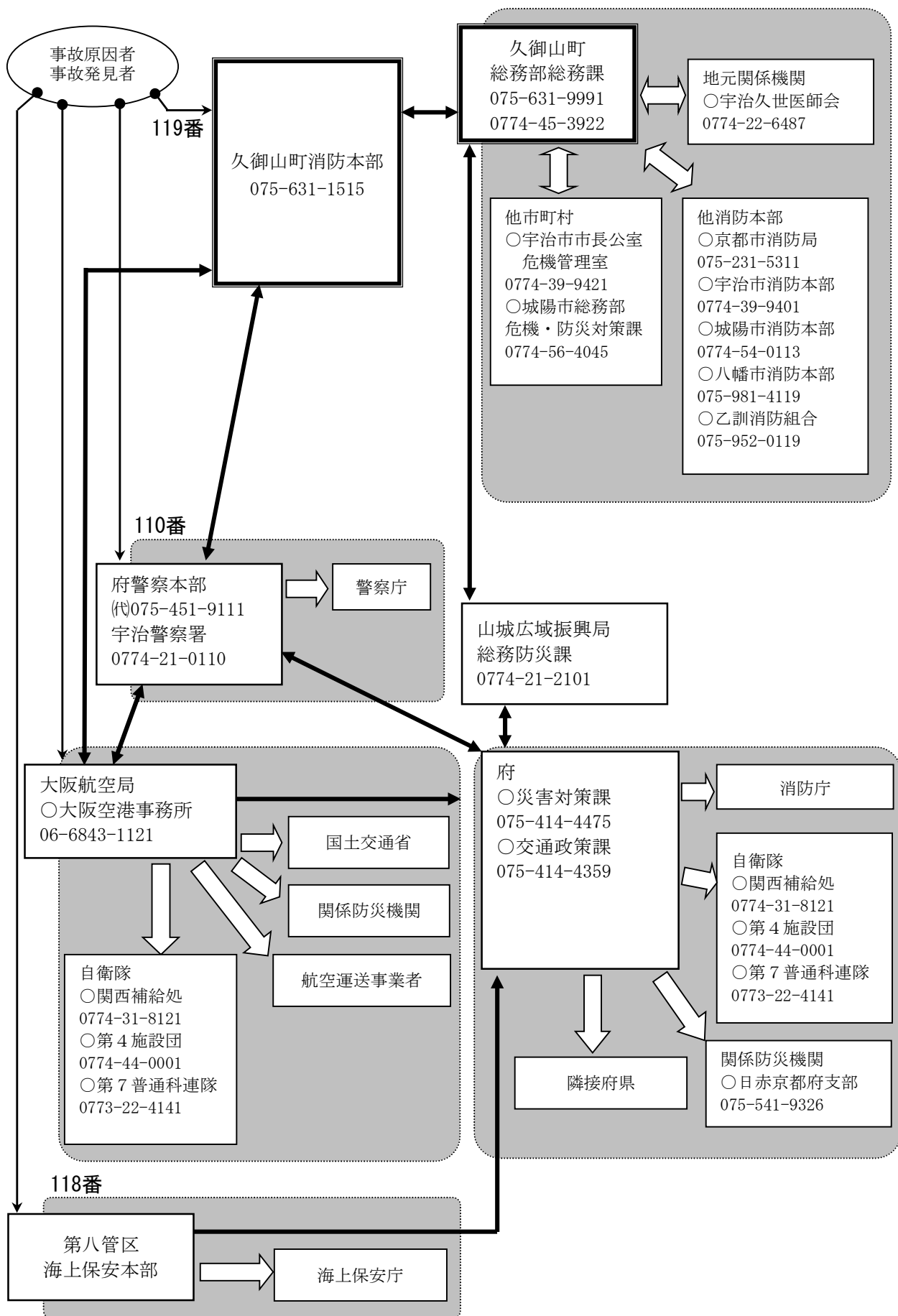


図3-1 航空事故発生時情報連絡系統図

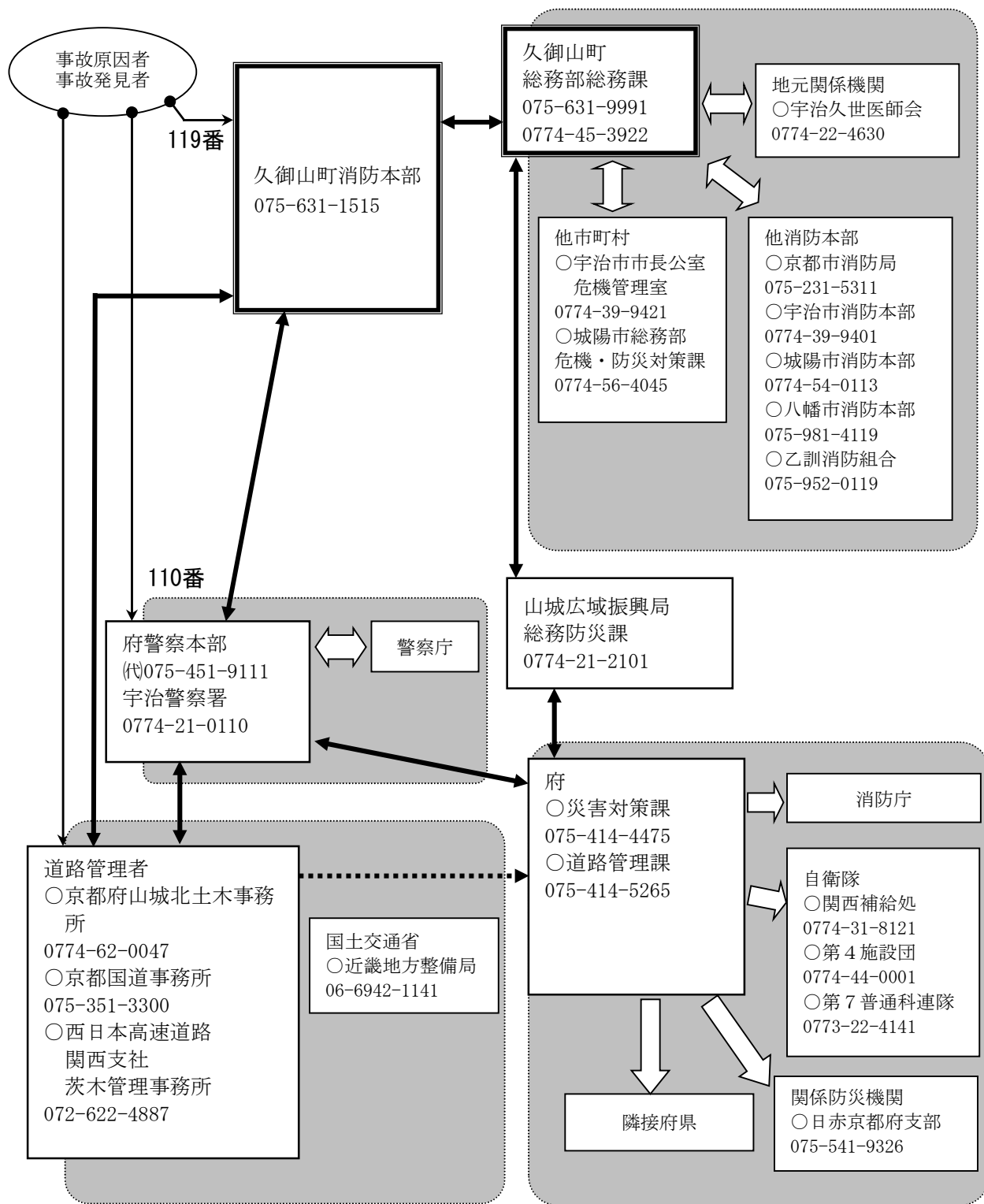


図 3 - 2 道路事故発生時情報連絡系統図

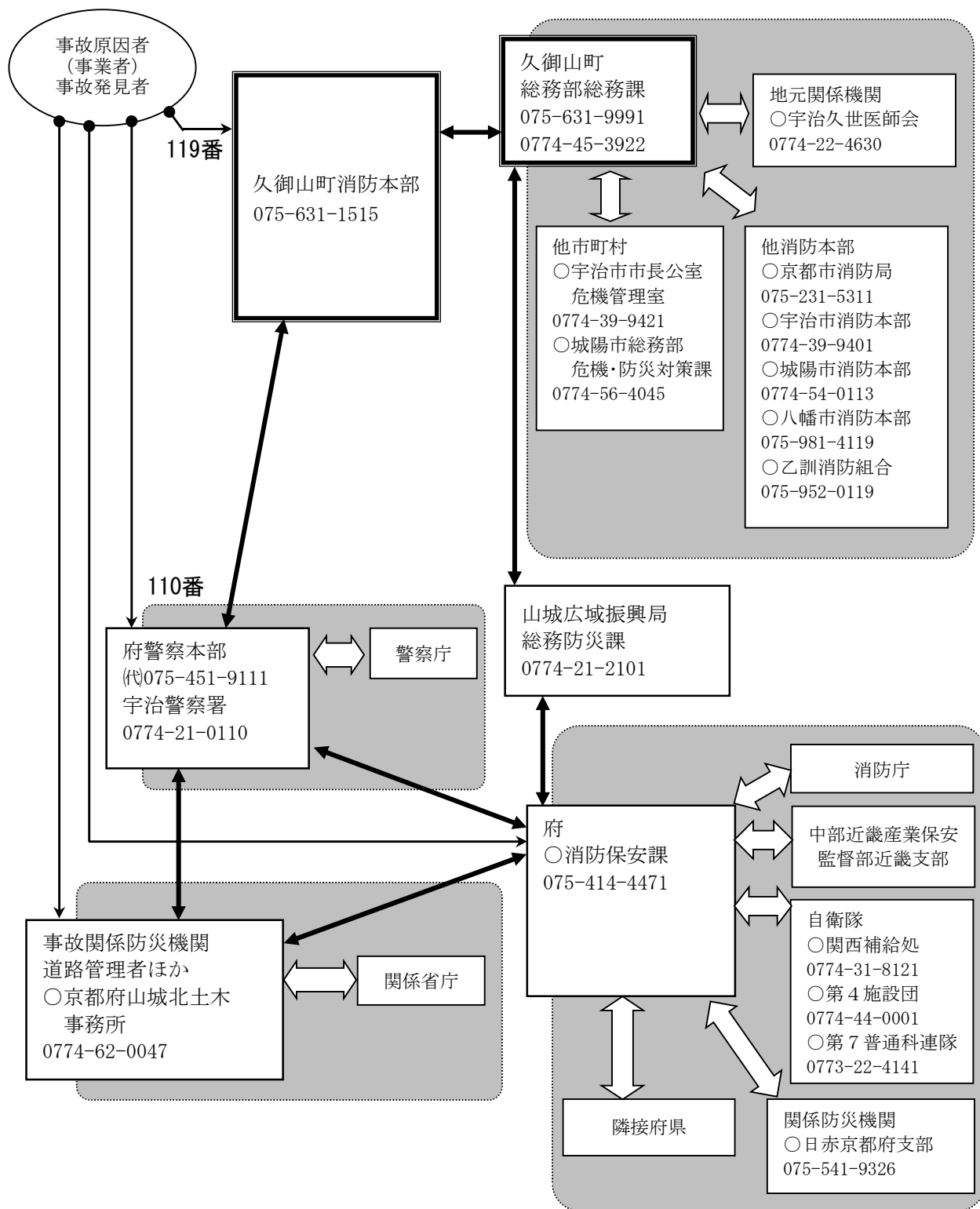


図 3 - 4 火薬類事故発生時情報連絡系統図

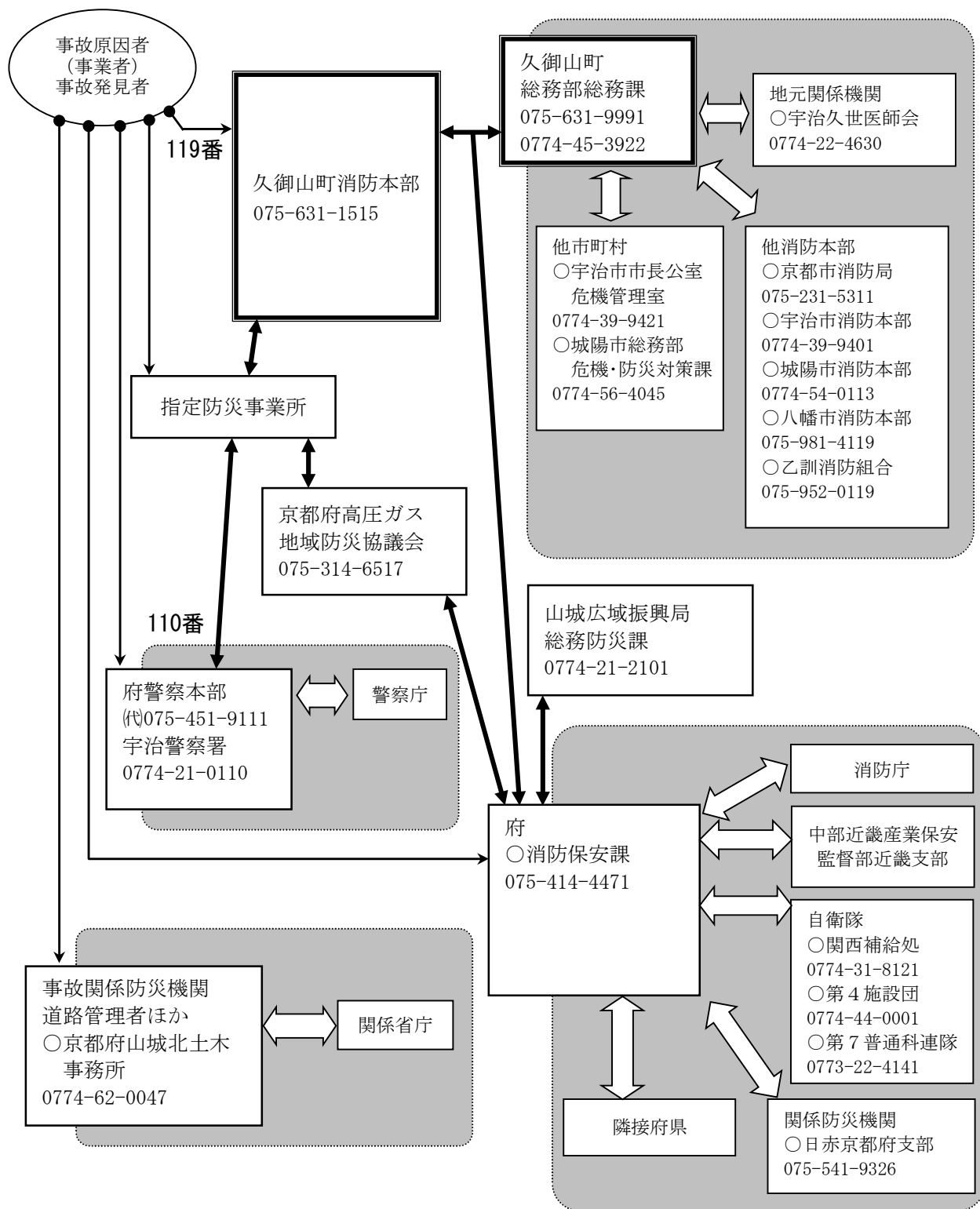


図 3 - 5 高压ガス事故発生時情報連絡系統図

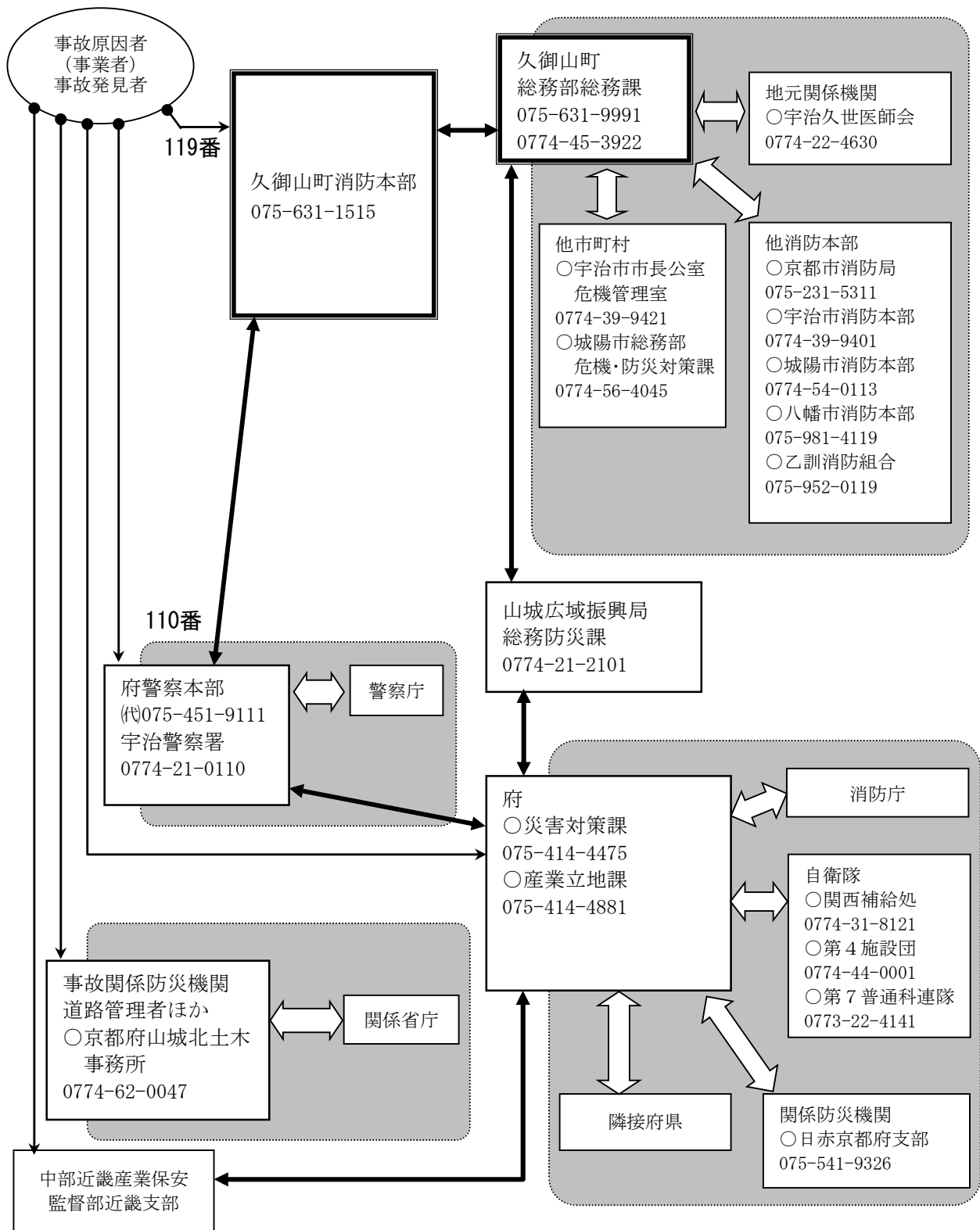


図 3 - 6 都市ガス等事故発生時情報連絡系統図

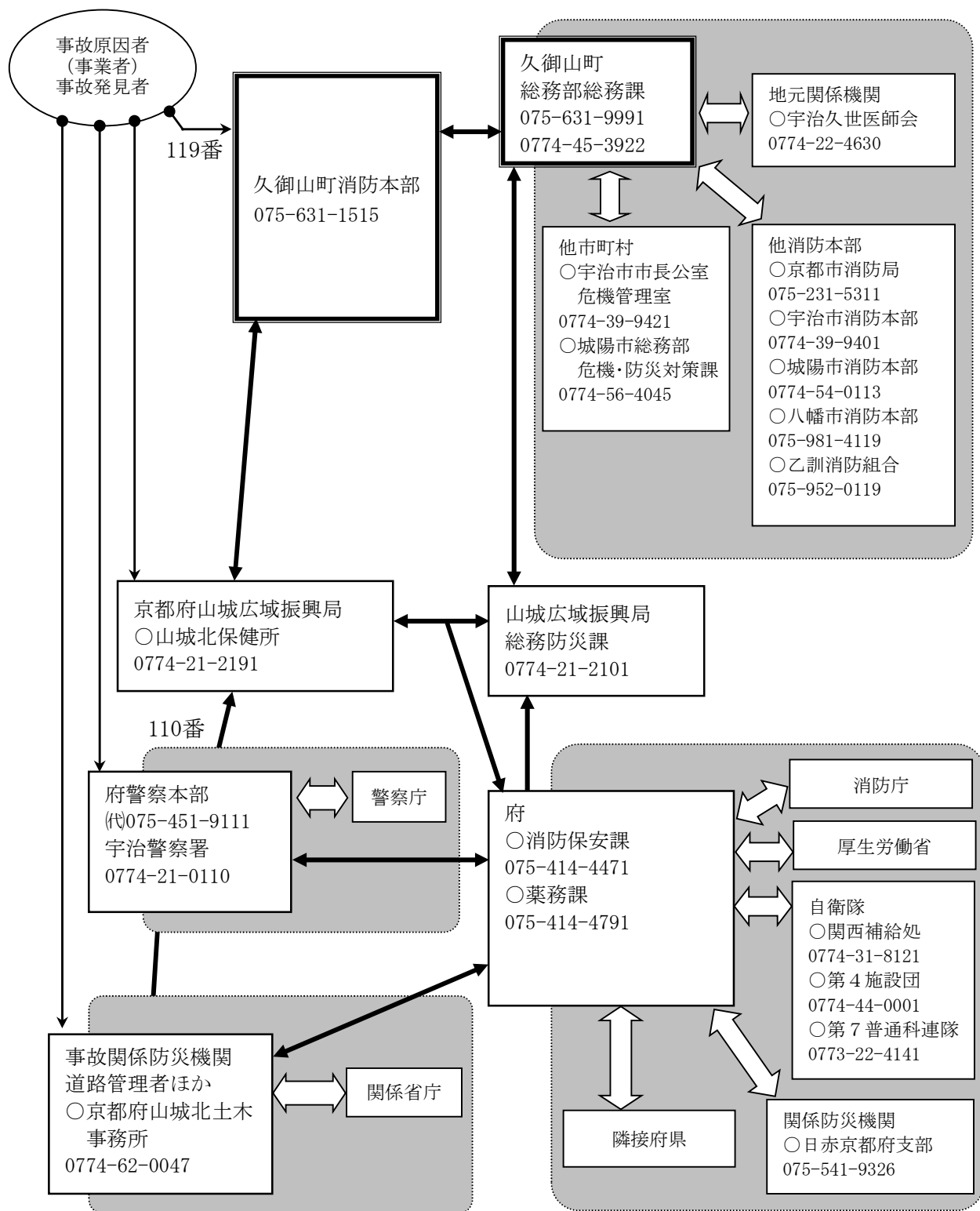


図 3 - 7 毒物・劇物事故発生時情報連絡系統図

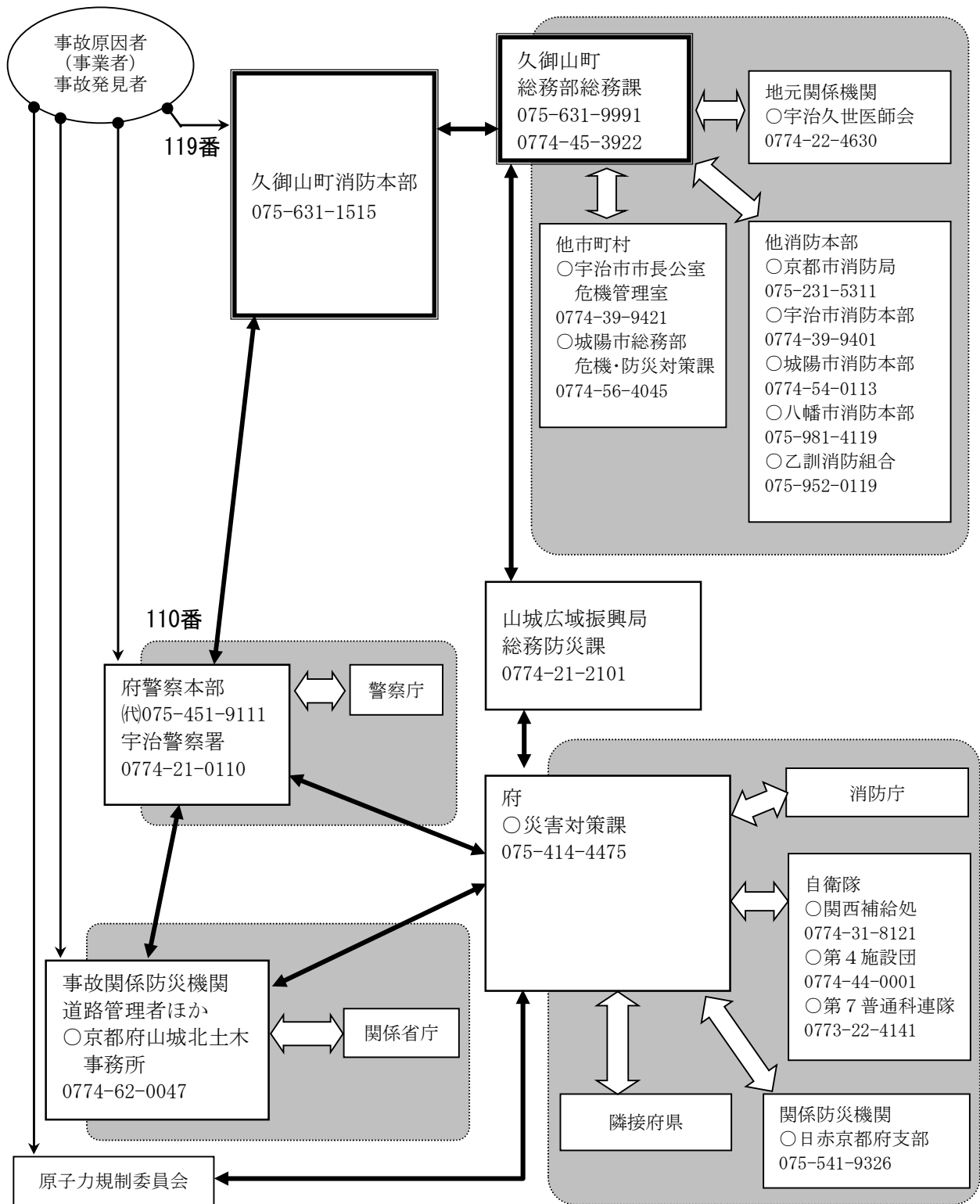


図3-8 原子力発電施設以外の放射線障害事故発生時情報連絡系統図

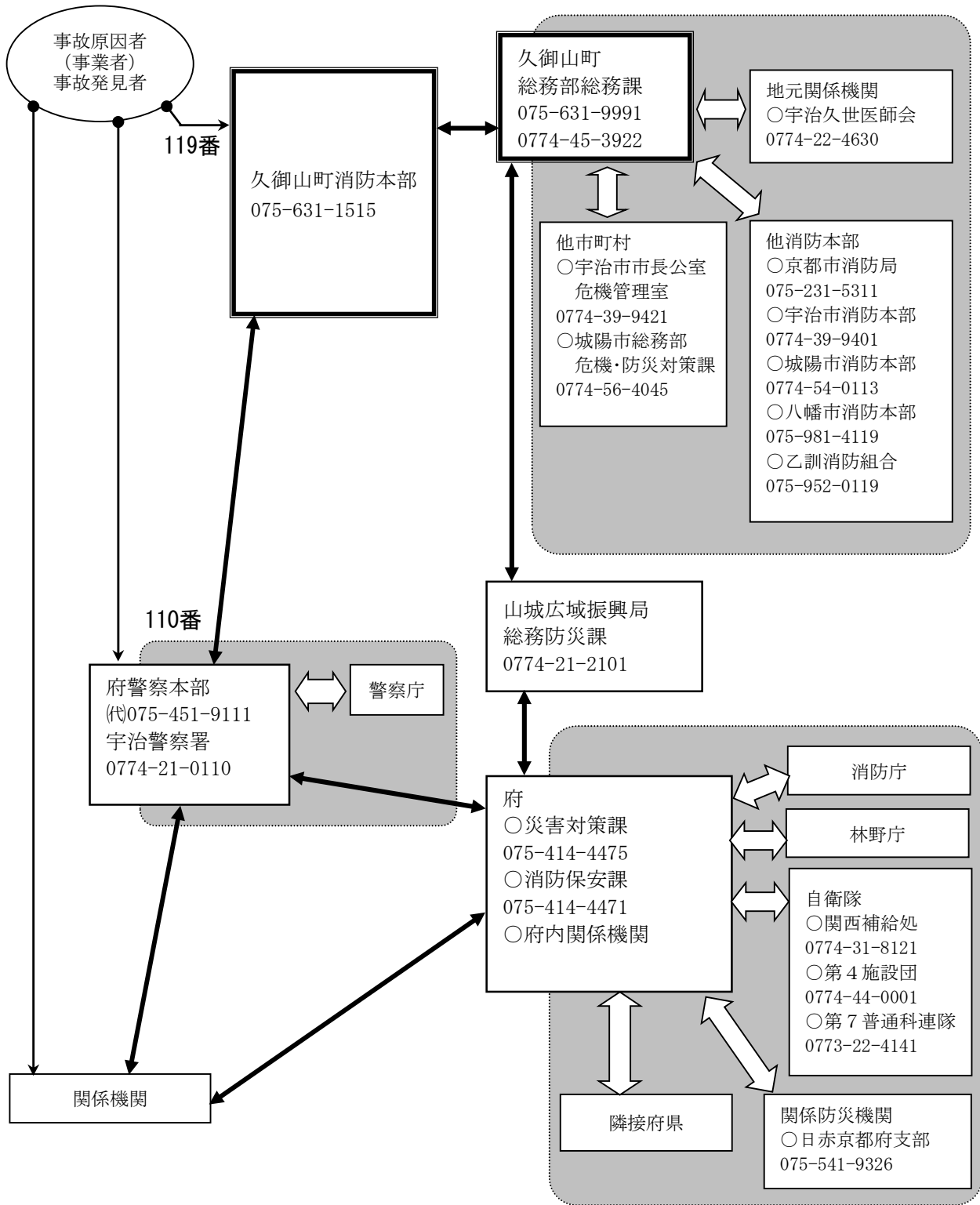


図3-9 大規模火災発生時情報連絡系統図

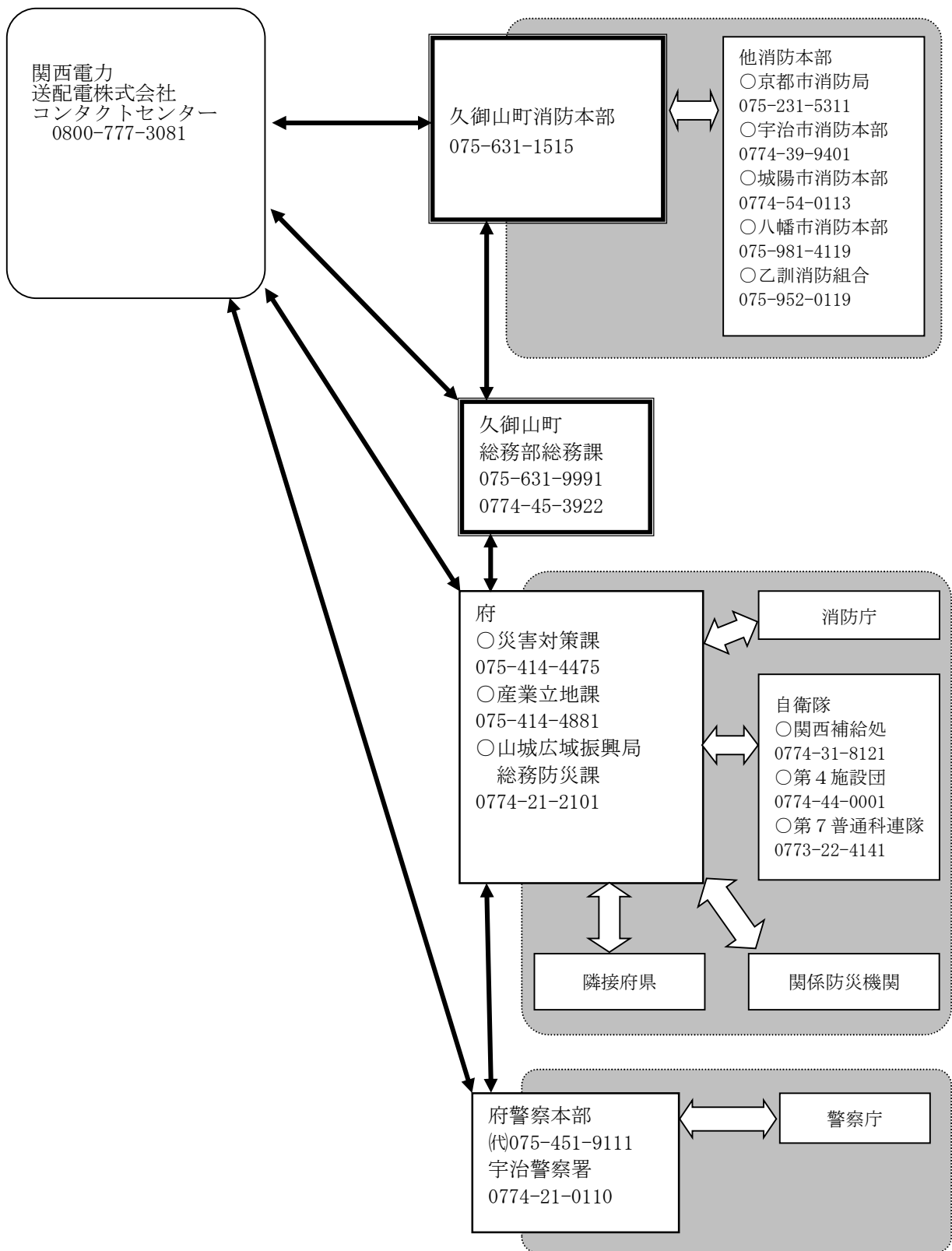


図3-10 ライフライン広域断絶（広域停電）事故発生時情報連絡系統図

第4節 通信運用計画

第1 計画の方針

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、町の保有する通信連絡手段を最大限に活用し、早期に町内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、住民の心理的動揺による混乱を防止するため、報道機関に協力を求め積極的な活動を展開する。

第2 通信連絡手段の確保及び活用

各種情報の迅速かつ的確な収集・伝達を図るため、現有の通信連絡手段を分類整理し、それぞれの手段について、その確保及び活用方法を定める。

1 通信連絡手段一覧

(1) 有線電話

- 普通加入電話
- 重要加入電話（災害時優先電話）

(2) 無線電話

- 携帯電話
- 京都府防災行政無線
- 久御山町防災行政無線
- 消防無線

(3) 公共放送（テレビ、ラジオ）の利用

(4) 非常・緊急電報の利用

(5) 情報連絡員（伝令）

(6) その他

2 通信連絡手段の確保及び活用

(1) 有線電話

ア 重要加入電話（災害時優先電話）の指定

(ア) 定義

重要加入電話は、電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」という。）が行う発信規制の対象とされない加入電話である。

(イ) 指定の要請

各部課等の長は、重要加入電話の指定を受ける必要のある加入電話（ファクシミリを含む。）について、あらかじめ総務課と協議するものとする。総務課は、各部課等の長から前記指定の協議があり必要と認めた場合は、NTT西日本に対し、指定の要請を行わなければならない。

イ ファクシミリ

各課等に配備されているファクシミリは、災害に対し、迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するために緊急に必要な場合は、災害対策本部の統制により運用する。

ウ 災害対策用電話等番号簿の作成

各部課等の長は、災害時における普通加入電話及び重要加入電話（災害時優先電話）の通信の混乱を避けるため、あらかじめ使用する電話番号を総務課に報告しておく。

総務課は、当該電話番号を取りまとめ災害対策用電話等番号簿を作成し、各部課等に周知しておく。（資料編70～74頁「災害対策用電話等番号簿」参照）

(2) 無線電話

ア 町有無線電話の統制

(ア) 京都府防災行政無線電話の統制は、総務・広報班が行う。

(イ) 久御山町防災行政無線電話の統制は、総務・広報班が行う。

(ウ) 消防無線の統制は、消防本部においてあらかじめ定めた方法により行う。

イ 無線機能の確保

無線設備及び無線電話機は、常に良好な通話状態を保つとともに、附属の非常電源設備についても、その作動状態を確認し機能維持に努める。

(3) 公共放送（テレビ、ラジオ）の利用

本部長は、住民、事業所、職員及びその他の関係機関に対し、事故災害に関する通知、要請、指示、広報等を伝達するに際し、緊急を要する場合及び広域的に行う必要がある場合においては、日本放送協会京都放送局及びエフエム宇治放送株式会社と放送各社に対し、伝達すべき情報の放送を依頼する。

(4) 非常・緊急電報の利用

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常扱い電報又は緊急扱い電報を利用する場合は、電報取扱い窓口において、非常扱い、又は緊急扱いとして申し込む。

(5) 情報連絡員（伝令）の派遣

有線電話が途絶し、無線電話がない場合又は無線電話が混乱して使用できない場合は、適宜、情報連絡員（伝令）を派遣し、情報の空白状態をなくすよう努める。

(6) その他

本部長は、災害の状況により町有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、京都府警察本部、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。

3 通信施設の応急復旧

各部課等の長は、事故発災後速やかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設について、NTT西日本等の協力を得て応急復旧措置を講じる。

第5節 災害広報計画

第1 計画の方針

事故災害が発生し、または発生するおそれがある場合、一般住民及び報道関係者等に対し、被害状況、応急対策及び応急復旧等に関する情報を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第2 報道機関に対する発表

総務・広報班長は、広報資料をとりまとめ報道機関に発表する。

発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 事故災害の種別
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策実施状況
- (5) 住民に対する避難勧告指示の状況
- (6) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

第3 関係機関の相互協力

事故災害の広報にあたって必要があるときは、京都府山城広域災害対策支部、その他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第4 一般住民への広報要領

事故災害及び対策の状況又は一般住民に協力を要請すべき事項について、次の要領により広報する。

1 広報の方法

事故災害の規模、今後の予想を検討しこれに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方法のうち最も適切な処置を講ずる。

- (1) 電話、自治会組織等を通じる方法
- (2) 広報車の派遣
- (3) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (4) 広報誌、ビラ、ポスター等の配布
- (5) 電子メールによる方法
- (6) コミュニティ FM による方法
- (7) 同報系防災行政無線及び登録型戸別受信システムによる方法

2 広報事項

被害の状況、避難準備及び避難指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

- (1) 災害情報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 本部等の設置と活動状況
 - ウ 避難誘導及びその他注意事項等
 - エ 町内の被害状況

- オ 家庭、職場での対策と心得
 - カ その他必要な事項
- (2) 生活関連情報
- ア 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み
 - イ 食料、生活必需品等供給状況
 - ウ 道路交通状況
 - エ 鉄道、バス等交通機関運行状況
 - オ 医療機関の活動状況
 - カ その他必要な事項
- (3) 救援措置情報
- ア 被災証明等の発行状況
 - イ 各種相談窓口の開設状況
 - ウ 税、手数料等の減免措置
 - エ 災害援護資金等の融資情報
 - オ 町業務の状況
 - カ その他必要な事項

第6節 応援要請計画

第1 計画の方針

大規模な事故が発生した場合、久御山町の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合、他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請について定める。

第2 他の地方公共団体等への応援要請

1 京都南部都市広域防災連絡会構成市町への応援要請

本町は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市広域防災連絡会構成市町に、大規模な事故発生に本町だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（別表1）に従い、各市町に要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する場所、期間
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

2 京都府への応援・応援のあっせん要請

本町又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各班等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。

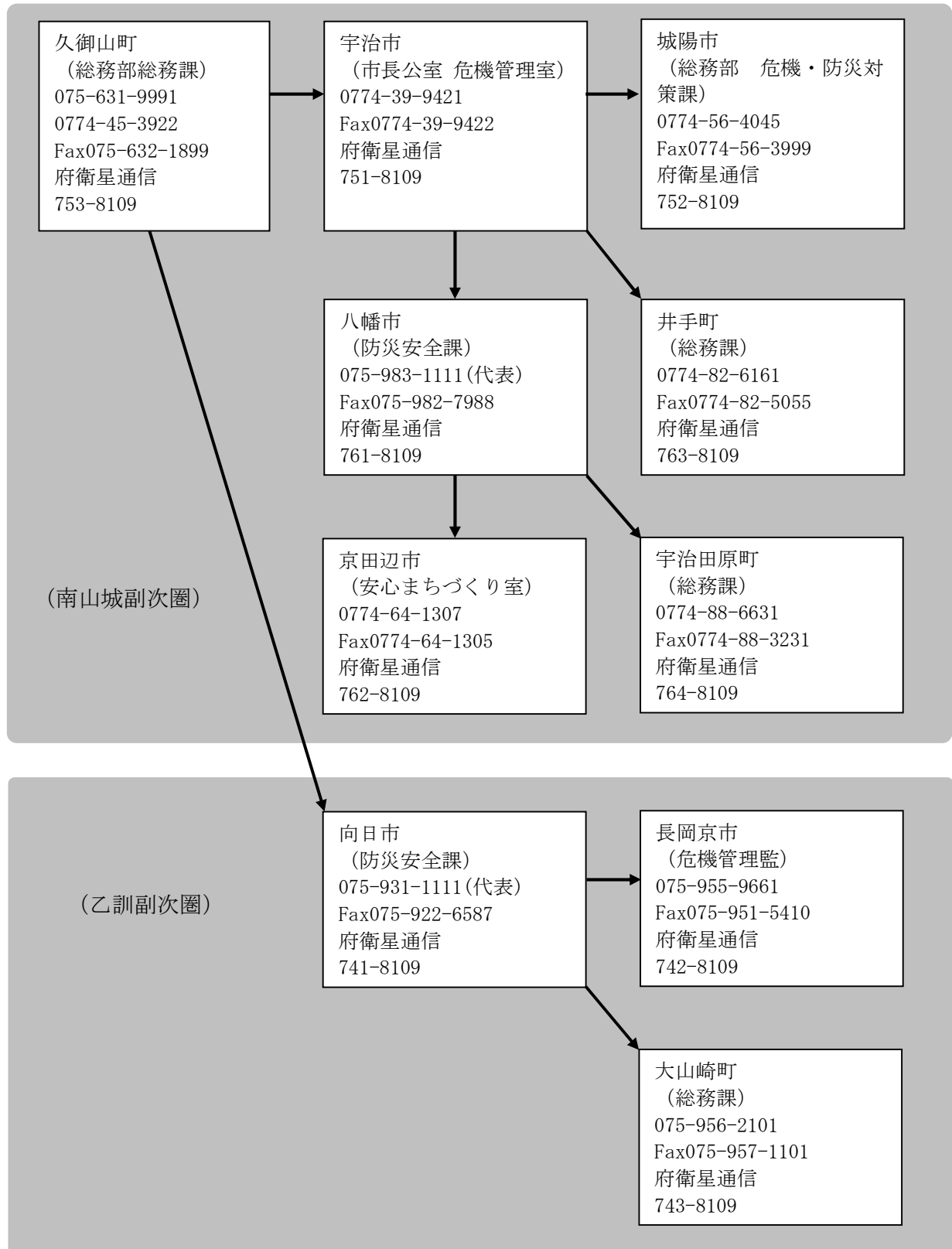
その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

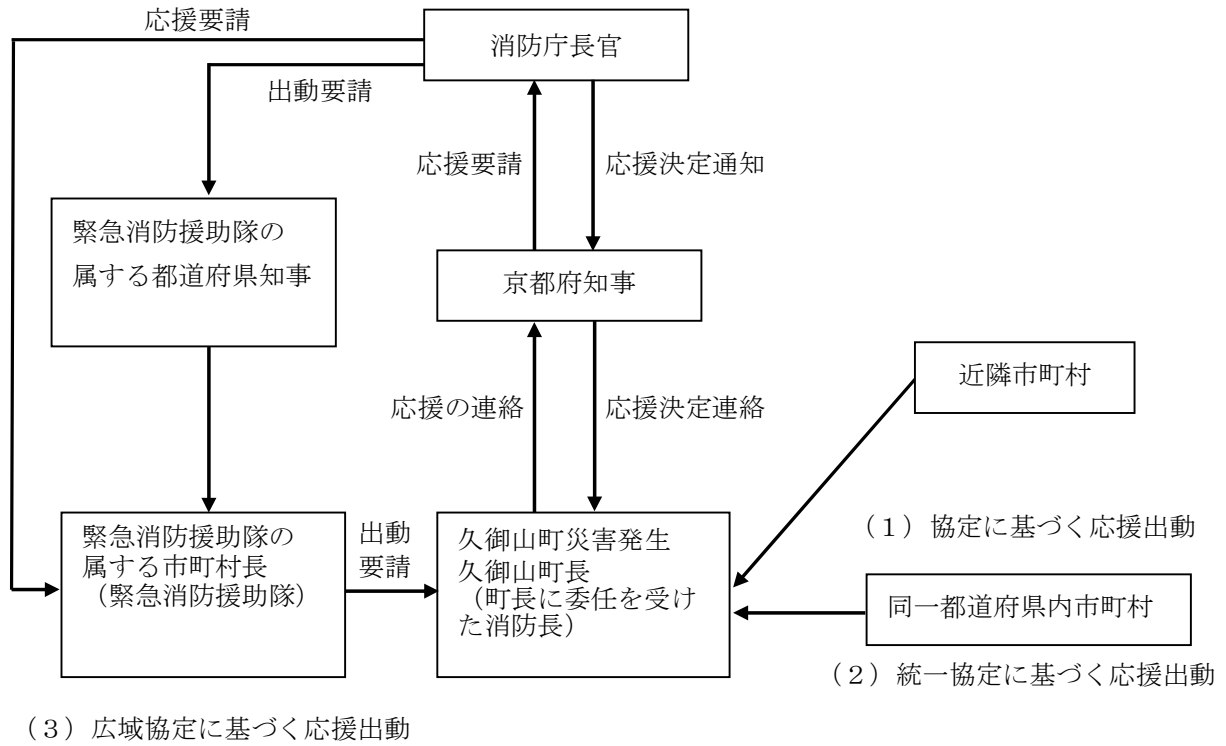
応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 適用する法令、協定等
- (3) 応援を希望する機関名
- (4) 応援を希望する人員、物資等
- (5) 応援を必要とする場所、期間
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3 緊急消防援助隊の応援要請

本町域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする。（別表2）





第3 関係協力機関への連絡及び要請

災害の状況に応じ災害対策本部長が連絡し、又は協力を要請する機関及びその内容は、次のとおりとする。(資料編66頁「関係協力機関連絡・要請系統図」・67頁～68頁「関係協力機関調書」参照)

関係協力機関		連絡及び要請する事項
京都地方気象台		気象及び予報警報
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 淀川ダム統管理事務所 ・水資源機構 木津川ダム総合管理所		淀川及び木津川の河川情報
京都南部都市広域防災連絡会構成市町関係協力機関		広域防災連絡調整、地域防災計画(広域編)及び広域防災に関し必要な事項
府 災 害 対 策 本 部	山城広域振興局	災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難指示の報告、被害状況等の報告及び応急救助等
	宇治警察署 伏見警察署	犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持設備又は物件の除去等
	山城北土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検等
	山城北保健所	医療救護、防疫、飲用水及び有害物質対策
	山城教育局	教育施設の応急対策、児童生徒の応急教育、教科書の調達
城南衛生管理組合		廃棄物の適正処理等
淀川・木津川水防事務組合 澱川右岸水防事務組合		災害予防並びに復旧資材の整備点検、水防活動等
陸上自衛隊大久保駐屯地 第102施設器材隊		被災地域への復旧、被災者の救出物資の輸送
関西電力送配電株式会社		電力施設の復旧
西日本高速道路株式会社 関西支社 茨木管理事務所		高速道路保全、応急対策及び災害復旧
NTT西日本株式会社 京都支店		電信電話施設の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 京滋導管部		ガス施設の復旧
日本放送協会京都放送局 株式会社京都放送 エフエム宇治放送株式会社		災害情報、職員動員、救助状況等の一般住民に対する周知
日本赤十字社 京都府支部		日赤救護班の派遣、義援金品の募集、配分及び奉仕活動等
久御山町社会福祉協議会		災害時のボランティアの受け入れ事務及びボランティア活動の調整・支援
その他の機関		そのつど必要な事項

第4 自衛隊に対する派遣要請等

応急対策を実施するうえで自衛隊の救援を必要とするときは、本部長は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を要請する。

1 災害派遣要請基準

本部長は、災害が発生し又はそのおそれがある場合、町及び府並びに関係機関等の機能をもってしても、なお防災の万全を期し難いと認めるときは、京都府山城広域振興局長を通じて知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

ただし、人命救助等のため緊急を要し、京都府山城広域振興局長を通じて知事に派遣要請をするいとまのないときにかぎり、直接次の自衛隊に要請連絡し、後刻京都府山城広域振興局長に報告する。

(1) 陸上自衛隊第4施設団

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

区分	勤務時間内	勤務時間外（夜間）
NTT回線	(0774)44-0001（内線236）	(0774)44-0001（内線223）
京都府衛星通信系 防災情報システム（第3科）	衛星7-757-8109 地上8-757-8109	衛星7-757-8101 地上8-757-8101

(2) 陸上自衛隊第7普通科連隊

所在地 福知山市天田無番地

電話番号

区分	勤務時間内	勤務時間外（夜間）
NTT回線	(0773)22-4141（内線235）	(0773)22-4141（内線302）
京都府衛星通信系 防災情報システム（第3科）	衛星7-835-8103 地上8-835-8103	衛星7-835-8108 地上8-835-8108

2 災害派遣要請要領

(1) 本部長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするため文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等によるものとし、後刻速やかに正式文書で要請する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(2) 本部長は、災害派遣を受けようとするときは、次の事項を確立する。

- ア 総務・広報班は、派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
- イ 総務・広報班は、派遣部隊の宿泊所等を準備する。
- ウ 作業内容に応じ各班は作業計画を樹立し、派遣部隊と作業について協議する。
- エ 部隊集結位置、ヘリポート、駐車場等を確保する。

オ NTT回線を利用（利用可能時）できるよう準備する。

3 京都府知事への報告

総務・広報班は、派遣部隊が到着したときは、京都府山城広域振興局長を通じて知事に報告する。

4 災害派遣部隊の主な活動内容

- (1) 人命の救援活動
- (2) 水防及び消防活動
- (3) 除雪、地すべり等の応急対策及び道路応急復旧等の土木活動
- (4) 救護物資等の輸送活動
- (5) 応急の医療、防疫、給水及び通信の支援
- (6) その他の災害予防及び応急措置

5 使用器材等の準備

本部長は、自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の必要なものはあらかじめ準備する。

6 経費の負担区分

本部長は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料
- (2) (1)に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの。

7 撤収の要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって京都府山城広域振興局長を通じて知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請しその後文書を提出する。

第7節 救助、医療・救護活動計画

第1 計画の方針

大規模な事故が発生した場合、多数の負傷者が生じることが予想され、負傷者等の医療・救護は直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求される。

各防災機関と連絡を密にし、負傷者等の救護に万全を期するため、医療・救護班の編成及び活動、重篤患者の搬送及び収容、医薬品等について必要な事項を定める。

第2 救助活動等

救助活動は、消防機関が中心となって担当し、警察、消防団、地域住民等が連携協力のもとに活動にあたる。

1 情報の収集及び共有

消防機関及び警察、その他防災関係機関は、119番通報、110番通報及び事故原因者（事業所）等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 救助活動

- (1) 救助活動は、消防機関及び警察が保有する資機材を活用して、組織的に実施する。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図る。
- (3) 事故災害発生の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、本章第6節「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援を要請する。
- (4) 消防団員は災害現場において、警戒区域の設定、現場警戒等、消防隊員の活動が容易になるよう支援活動を行う。
- (5) 救出作業中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。

第3 医療・救護班の編成

災害時における医療・救護活動は、地区・救護班が実施することになっているが、災害の規模や負傷者等の発生状況に応じ、本部長は、医師会等に医療・救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

1 医師会医療・救護班

町は、必要に応じ「災害医療救護活動に関する協定」（資料編34～36頁参照）に基づき、医療・救護班の編成及び派遣を要請する。

2 京都府医療・救護班

本部長は、医療・救護に関して必要と認めたときは、京都府知事に対し、医療・救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

第4 医療・救護班の活動

1 町医療・救護班

町医療・救護班は、迅速な医療救護活動を実施するため、事故現場の仮救護所等を設置し、負傷者の応急手当を実施するほか、避難所等においても活動を実施する。

2 医師会医療・救護班

災害が発生し、本部長から医療・救護活動の要請があった場合、宇治久世医師会長等は、直ちに医療・救護班を指定の地域に派遣し、医療・救護活動を実施する。

ただし、医療・救護班を出動させるいとまがないなど、やむを得ない事情があるときは、医院等において医療・救護活動ができるものとする。

3 医療・救護班の活動内容

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージの実施）
- (3) 転送困難な患者及び避難場所、広域避難場所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 助産（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給）
- (5) 死亡の確認

4 救急搬送

(1) トリアージによる搬送

救出した傷病者は、トリアージタグの取付、応急措置した後、トリアージタグの指示に従い救急病院等へ搬送する。

(2) 搬送車両等の確保

ア 負傷者の搬送は原則として救急車により行うが、負傷者多数の場合は救急隊の応援を要請する。救急隊の派遣が困難な場合は、本部に対して臨時の搬送車両の要請を行う。

イ 本部は、本章第10節の「輸送計画」に基づき、公用自動車の派遣や民間自動車の借り上げ等の措置を実施する。

ウ 緊急を要し、ヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、現場の要請により、本部長が本章第6節「応援要請計画」に基づき府に要請する。

(3) 搬送先病院の指定

ア 消防本部は、救急医療情報システムを活用して、後方医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、負傷者数と負傷者程度に合わせて的確に負傷者の搬送先の指定を行う。

イ 広域停電事故に伴い、町内医療機関の機能維持に支障が発生するおそれがある場合、町は、医療機関と協力して応急対策資機材等の調達を図る。

5 後方医療体制

町内医療機関での対応が困難な重傷者、特殊治療を要する者については、後方医療機関に応援要請、又は搬送する。

第8節 応急避難計画

第1 計画の方針

事故災害により、住民の生命が危険にさらされている場合、また、二次災害が発生するおそれがある場合の避難指示及び避難誘導について定める。

第2 避難の指示

1 避難指示の発令者

災害が発生した場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認められるときは、本部長は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難指示をする。

なお、災害対策基本法など関係法令により、次表のとおり避難指示を行い得るよう定められている。

発令者	災害の種類	根拠法令
町長	災害全般	災害対策基本法 第60条
水防管理者（町長）	洪水	水防法 第22条
京都府知事又は その命を受けた職員	洪水地すべり	水防法 第22条 地すべり等防止法 第25条
警察官	災害全般	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般	自衛隊法 第94条

2 対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

3 一般的基準

避難の指示は、次のような事態になったとき発するものとする。

- (1) 事故災害による火災の拡大等により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (3) その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき。

4 避難指示の実施要領

- (1) 発令の決定

ア 本部長は、避難指示の必要があると認めるときは、災害対策本部員を招集し、避難指示の可否を決定のうえ、必要な措置を指示する。

ただし、災害対策本部員を招集しているいとまがないとき等事態が急迫しているときは、直ちに決定し、避難指示の必要な措置を講ずることができる。

イ 災害対策本部員は、本部長の決定を各課、各班等に連絡し、併せて必要な措置を指示する。

ウ 本部長は、必要な場合には、京都府、京都府警察本部及び自衛隊に対し、避難指示の実施に関し協力を依頼する。

(2) 避難指示の実施

ア 本部長は、警察署、消防団、自治会等に対し、避難指示の実施に関し協力を依頼する。

イ 災害対策本部は同報系防災行政無線及び登録型戸別受信システム、サイレン、広報車、電子メールその他可能な方法により避難指示を行う。

ウ 災害対策本部、消防団等は、地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、各家庭への個別訪問等により避難指示の徹底を図る。

エ 災害対策本部は、テレビ・ラジオ放送により避難指示の周知を図るため、放送局に対し協力を依頼する。

オ 本部長は、町内の避難場所として利用する学校、公民館（公会堂）等の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(3) 避難指示の報告等

ア 本部長は、避難指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかに京都府知事に報告する。

イ 避難の指示を関係住民に伝達する事項は、次のとおりとし、分かりやすく簡潔な内容とする。

(ア) 避難の指示の発令者

(イ) 発令の日時

(ウ) 避難の指示の理由

(エ) 避難対象者（校区名、住所等）

(オ) 避難先と場所名

ウ 本部長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を周知する。

第3 避難誘導

1 避難誘導は、災害対策本部が、関係機関等と連携し実施するものとする。

2 学校、社会教育・体育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

3 避難先は、下表を基準とし、安全を確認して本部長が決定する。

避難の理由・基準	避難先
・火災等の拡大により、広範囲の住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ・危険物施設の崩壊等により有毒ガス等の危険物質が大量に流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき	広域避難場所又は 大災害避難場所

<ul style="list-style-type: none">・災害による家屋の崩壊、浸水等の危険が認められるとき・地すべり等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり付近住民に生命の危険が認められるとき・その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき	避難場所又は 広域避難場所
---	------------------

第9節 避難場所開設・運営計画

第1 計画の方針

本部長は、事故災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を一時的に収容するための避難場所を必要に応じて開設するものとする。

第2 避難場所の開設等

1 避難場所の選定

- (1) 避難場所として利用できる施設は、第2章第5節避難体制の整備計画の避難場所とする。ただし、その他の避難場所を必要とするときは、既存建物から選定する。既存建物を利用することができない場合は、野外に仮設するものとする。
- (2) 災害の様相が深刻で町内で避難場所を設置することができない場合は、京都府あるいは関係市町村と協議し、隣接市町に収容を委託し、あるいは隣接市町の建物、土地を借り上げて避難場所を設置するものとする。

2 避難場所の設置報告及び収容状況報告

本部長が避難場所を設置した場合は、直ちに避難場所開設状況を京都府知事に報告しなければならない。この報告事項は、おおむね次のとおりであり、最も速やかな方法で報告するものとする。

- (1) 避難場所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

第3 避難対象者

1 災害によって被害を受けた者

- (1) 住家が被害を受け居住の場所を失った者
全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け日常起居する場所を失った者
- (2) 現実に被害を受けた者
その他、現実に危険な状態に遭遇し、被害を受けた者

2 災害によって被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示を受けた者
- (2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である者

第4 避難場所開設に伴う被災者の救援措置

避難場所に収容された被災者に対し、次の救援活動を実施する。救援活動は、迅速に実施し、必要に応じて各班の協力体制の確立及び関係機関の協力を要請するものとする。

1 給水措置

本部長は、避難場所の被災者に対し、飲料水の供給を実施する。

なお、避難場所で飲料水を供給できない場合は、速やかに上下水道班が飲料水の確保を図るものとする。

2 給食措置

本部長は、避難場所の被災者に対し、炊出し、その他による食品の給与を実施する。ただし、他の機関等において、必要な救済措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 給与計画

炊出し、その他による食品の給与は、災害の状況を的確に把握し、給食数、食料品の調達状況、給食の輸送方法、救援職員の状況及び地域の特性等を総合的に判断し、給与方法の選定に万全を期し決定するものとする。給与期間は、被災者の実態により決定する。

(2) 給与方法

ア 救援用応急食料品の供給

イ 食品業者からの供給

ウ 地域炊出しの実施による供給（避難場所、こども園、自治会公会堂等）

3 生活必需品の支給

本部長は、避難場所の被災者に対し、毛布等の生活必需品を給与又は貸与し、応急的な保護措置をとるものとする。

4 負傷者等に対する応急救護及び保健指導

地区・救護班は、避難場所の被災者で医療措置を必要とする者に対し、適切な応急救護措置をとるものとする。

また、避難場所の防疫並びに被災者の保健指導に努めるものとする。

第5 ペット対策

1 活動の方針

「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。

2 避難所における飼育の原則

動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。

3 ペットの把握

避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。

(1) 飼育者の氏名と住所

(2) 動物の種類と数

(3) 動物の特徴（性別・体格・毛色 等）

4 飼育場所の指定

避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。

5 物資等の情報提供

避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。

(1) 動物用物資の配布（食料、生活必需品）

(2) 動物の負傷や病気に対する診断、治療

(3) 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等）

6 保護施設等への受入調整

避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第6 避難場所の管理に関する事項

避難場所を開設した場合は、管理者を指定し、迅速かつ公正をもって被災者の救援活動に努めるとともに、管理については次の措置をとるものとする。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女、性的マイノリティのニーズの違い等多様な性の在り方に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

加えて、言語や生活習慣が異なる外国人や外見では分かりにくい聴覚障害者や内部障害者に対しては、周囲の人たちから誤解を受けやすいため、配慮に努めるものとする。避難場所管理職員からの伝達によっても、相応の応答がない人に目を配り、個別にコミュニケーションを図るものとする。

- (1) 被災者の秩序保持
- (2) 被災者に対する災害情報の伝達
- (3) 被災者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (4) 被災者に対する各種相談業務
- (5) 施設の安全管理

第10節 輸送計画

第1 計画の方針

事故災害による重傷者の搬送、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を迅速に行うため、緊急輸送の確保について必要な事項を定める。

第2 緊急輸送手段の確立

1 公用車の統制

住民の救援・救護のための手段として、緊急時に災害対策本部が一括管理し、円滑な輸送体制を確立する。

2 車両等の借り上げ

公用車等の町有の車両を利用してもなお不足が生じる場合は、京都府、防災関係団体の車両又は職員の自動車等を使用もしくは借り上げる。

3 航空機（ヘリコプター）による輸送

地上輸送が不可能と判断された場合は、直ちに京都府災害対策本部及び京都府山城広域振興局へ航空機（ヘリコプター）による輸送を要請する。

第3 輸送に係る協力要請

災害対策本部は、状況に応じ緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を迅速に行うため、次の関係機関等に協力を要請する。

- (1) 近畿日本鉄道株式会社
- (2) 京阪電気鉄道株式会社
- (3) 京阪バス株式会社
- (4) 京都京阪バス株式会社
- (5) 民間運送機関（トラック協会・レンタカー会社など）

第4 緊急輸送道路の確保

災害発生時に救急、医療、消火並びに緊急物資の搬送等を迅速、的確に実施するため、関係機関と調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。

1 第一次緊急輸送道路

- ・府庁と総合庁舎を連絡する道路
- ・他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
- ・重要港湾舞鶴港を連絡する道路

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・第2京阪道路(京都市境～大阪府境・路線延長 10.5 km)・京滋バイパス(大山崎JCT境～京都市境、京都市境～滋賀県境・路線延長 17.5 km)・国道1号(京都市境～大阪府境・京都市境～大阪府境（第2京阪道路側道）、国道24号交差～国道478号交差（京滋バイパス側道・路線延長 19.7 km)・国道24号（京都市境～奈良県境・路線延長 27.3 km)・国道478号（国道171号交差～国道1号交差・路線延長 5.1 km)・主要地方道 宇治淀線（市道宇治若森線～国道24号交差・路線延長 5.0 km)・主要地方道 宇治淀線（京滋バイパス交点～宇治淀線交点・路線延長 1.5 km) |
|--|

2 第二次緊急輸送道路

- ・ 第一次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路。

・ 主要地方道 宇治淀線（国道 24 号交点～京都市境・路線延長 3.6 k m）

第 5 緊急通行車両等の取扱い

1 緊急通行車両等確認申請

災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、「緊急通行車両確認申出書」(資料編48頁参照)を警察本部、宇治警察署または交通検問所に提出し、「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」(資料編46～47頁参照)の交付を受けるものとする。

2 傷病者の救護等

緊急自動車は傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きが取れない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

第 11 節 航空事故災害対策

第 1 計画の方針

本町の地域において航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本町及び本町消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第 2 活動体制の確立

1 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本町域において突発的航空事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 大阪航空局からの連絡

ア 大阪航空局は、本町域内において突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに府、本町消防本部及び警察に連絡する。

イ 航空機の故障、気象状況の悪化等により遭難事故等が予想される場合、大阪航空局は、直ちに府、本町消防本部、警察に対し連絡する。

2 消防本部からの連絡

消防本部は、本町域において突発的航空事故が発生し、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総務部総務課にその旨を連絡する。

3 活動体制の確立

(1) 本町の活動体制

総務部総務課は、本町域において突発的航空事故が発生したとの通報を受けたとき、又は消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生 of 通報を行い、連絡体制を確立するとともに、町長は必要に応じて本章第 1 節「組織計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

(2) 大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制

速やかに航空運送事業者から被害状況の収集を行い、府、本町消防本部、警察等防災関係機関に連絡する体制をとる。

第 3 情報の収集・伝達

突発的航空事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本章第 3 節「情報の収集・伝達計画」の図 3-1 のとおりとする。

1 大阪航空局の情報伝達

大阪航空局は、突発的航空事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本町及び本町消防機関に連絡する。

2 本町の情報収集・伝達

総務部総務課は、本町域において突発的航空事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告する。

第4 広報対策

本町は、航空運送事業者等と連携して、本章第5節「災害広報計画」に基づいて航空事故に関する広報活動を実施する。

第5 救助及び消火活動

1 救助・救急活動

航空事故により多数の要救助者及び負傷者が発生した場合、本章第7節「救助、医療・救護活動計画」に基づいて救助活動を実施する。

2 消火活動

航空事故による火災が発生した場合、消防機関は本章第14節「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて鉄道事業者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第6 緊急避難対策

1 避難誘導

航空事故の発生により、事故現場周辺の住民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本章第8節「応急避難計画」に基づき避難誘導を実施する。

2 被災者の避難収容

航空事故により被災者を避難所に収容する必要がある場合は、本章第9節「避難場所解説・運営計画」に基づき実施する。

第7 交通及び輸送対策

航空事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本章第10節「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第8 自衛隊派遣要請

1 大阪国際空港長の派遣要請

(1) 大阪国際空港長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。

(2) 大阪国際空港長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

2 府知事への要請

突発的航空事故に対する応急対策を実施するために自衛隊の派遣要請の必要が発生した場合は、本章第6節第4「自衛隊に対する派遣要請等」に基づいて実施するものとする。

第12節 道路事故災害対策

第1 計画の方針

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路における車両の衝突、車両火災等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本町及び本町消防機関は、道路管理者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第2 活動体制の確立

1 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本町域において突発的道路事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 道路管理者からの連絡

西日本高速道路株式会社等の道路管理者は、本町域内において突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、府、本町消防機関及び警察に連絡する。

(3) 消防本部からの連絡

消防本部は、突発的道路事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総務部総務課にその旨を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 本町の活動体制

総務部総務課は、消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生 of 通報を行い、連絡体制を確立するとともに、町長は必要に応じて本章第1節「組織計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

(2) 道路管理者の活動体制

本町域内において突発的道路事故が発生したとき、西日本高速道路株式会社等道路管理者は速やかに被害の防止のため、府、本町等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ア 道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

イ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、道路交通の混乱を防止する。

ウ 負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。

エ 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。

オ 危険物の流出が認められた場合は、消防機関及び警察等防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第3 情報の収集・伝達

突発的的道路事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」の図3-3のとおりとする。

1 道路管理者の情報伝達

道路管理者は、突発的的道路事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本町及び本町消防機関に連絡する。

2 本町の情報収集・伝達

総務部総務課は、本町域において突発的的道路事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

第4 災害広報対策

本町は、道路管理者等と連携して、本章第5節「災害広報計画」に基づいて道路事故に関する広報活動を実施する。

第5 救助及び消火活動

1 救助・救急活動

道路事故により多数の要救助者及び負傷者が発生した場合、本章第7節「救助、医療・救護活動計画」に基づいて救助活動を実施する。

2 消火活動

道路事故により車両火災等が発生した場合、消防機関は本章14節「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて道路管理者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第6 避難対策

1 避難誘導

道路事故の発生により、事故現場周辺の住民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本章第8節「応急避難計画」に基づき避難誘導を実施する。

2 被災者の避難収容

道路事故により被災者を避難所に収容する必要がある場合は、本章第9節「避難場所開設・運営計画」に基づき実施する。

第7 交通及び輸送対策

道路事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本章第10節「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第13節 危険物等事故対策

第1 計画の方針

本町の地域において、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力施設以外からの放射性物質の放射線障害の発生等により、被害が発生し、又はそのおそれがある場合、町及び町消防機関は、危険物等保管事業所、国、府、その他防災関係機関と連携し、効率的・総合的な危険物等事故の拡大防止活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

第2 活動体制の確立

1 通報・連絡

(1) 事故原因者等による通報

事故原因者（危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 大阪ガスネットワーク株式会社からの連絡

大阪ガスネットワーク(株)は、町域において大規模な都市ガスの漏洩事故等が発生した場合、防災業務計画に基づき速やかに消防本部に連絡する。

(3) 消防本部からの連絡

消防本部は、危険物等事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総務部総務課にその旨を連絡する。

2 活動体制の確立

総務部総務課は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、町長は必要に応じて本章第1節「組織計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

第3 情報の収集・伝達

大規模な危険物等事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」の図3-3～図3-8のとおりとする。

総務部総務課は、本町域において危険物等事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

第4 危険物等事故の拡大防止対策

1 危険物等保管事業所等の応急措置

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び危険物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して対応するよう指導する。

ア 施設の管理者は、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。

イ 施設の管理者は、災害において火災等が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに消防機関等に通報する。同時に、自衛消防組織が協力して従業員、周辺地域住民を避難させる措置をとる。

ウ 消防機関及び施設の責任者は、混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破壊等による流出防止等の措置をとる。また、浸水等による広域拡散の防止措置をとる。

(2) 火薬類保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び火薬類取扱保安責任者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア 施設管理者、保安責任者等は、災害時に、火薬類保管施設付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、すみやかに火薬類を安全な場所へ搬出し、関係者以外の立入を禁止する。

イ アの場合に搬出するいとまがない場合は、消防、警察機関と協力して、爆発により危険の及ぶ区域に警戒区域を設定し、住民の立入禁止措置等の警備措置をとる。

ウ 施設管理者、保安責任者等は、災害において火災、爆発等が発生した場合、ただちに消防機関等に通報する。

エ 消防機関及び施設の責任者は、次の措置をとる。

- (ア) 被災者の救出救護を行う。
- (イ) 警戒区域を設定する。
- (ウ) 飛散火薬類を見つけ回収する。
- (エ) 二次爆発の防止措置を行う。

オ 自動車による火薬類運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を禁止する。

(3) 高圧ガス保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び高圧ガス取扱者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して対応するよう指導する。

ア 施設の管理者は、災害による被害を速やかに把握し、施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡をとり、迅速かつ適切な措置を行う。

イ 消防機関及び施設の責任者は、爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに対して、次の措置をとる。

- (ア) 京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請をする。
- (イ) 負傷者の救出救護をする。
- (ウ) 立入禁止区域の設定及び交通規制をする。
- (エ) 避難誘導及び群衆整理をする。
- (オ) 遺体の処理をする。
- (カ) 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動をする。
- (キ) 警察機関と協力して、緊急輸送路の確保をする。
- (ク) 引火性、発火性、爆発性物品の移動をする。

ウ 消防本部及び施設の責任者は、(2)に加えて毒性ガスの漏えいに対しては次の措置をとる。

- (ア) 施設の管理者等に対する防毒措置の指示をする。
- (イ) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報をする。

(ウ) 防毒、防毒資器材の輸送援助をする。

(4) 毒劇物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び毒物劇物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア 施設の管理者は、災害における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の発生の際は、所轄の保健所、消防機関又は警察署に通報する。

イ 保健所（又は警察）は、毒物劇物の流出、散逸等の状況を住民に速やかに広報し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関にただちに連絡する。

(5) 放射線保管施設の応急措置（原子力は除く）

関係事業所の管理者及び放射線取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、防災関係機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア 施設の管理者は、災害において放射線物質の放射線障害が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに防災関係機関に通報する。

イ 施設の責任者は、次の応急措置をとる。

(ア) 放射線量の測定をする。

(イ) 危険区域の設定と立入禁止制限をする。

(ウ) 危険区域住民の退避措置をする。

(エ) 被ばく者等の救出、救護をする。

(オ) 警察機関と協力して、交通規制と群衆整理をする。

(カ) 人心安定のための広報活動をする。

(キ) その他災害の状況に応じた必要な措置をする。

2 都市ガス供給施設の応急対策（大阪ガスネットワーク(株)）

(1) 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

(2) 応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

ア 情報の収集伝達及び報告

(ア) 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(イ) 通信連絡

1) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

2) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

3) 対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

4) 被害状況の収集、報告

大阪ガスネットワーク(株)管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

イ 応急対策要員の確保

(ア) 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(イ) 大規模な災害により、大阪ガスネットワーク(株)単独で対応することが困難な場合には、(一社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

ウ 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

エ 危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

オ 応急復旧対策

(ア) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(イ) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第5 災害広報対策

本町は、危険物等保管事業者又は大阪ガスネットワーク(株)等と連携して、本章第5節「災害広報計画」に基づいて危険物等事故に関する広報活動を実施する。

第6 救助及び消火活動

1 救助、救急活動

危険物等事故により多数の要救助者及び負傷者が発生した場合、本章第7節「救助、医療・救護活動計画」に基づいて救助活動を実施する。

2 消火活動

火災を伴う危険物等事故が発生した場合、消防機関は本章第14節「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。

第7 緊急避難対策

1 避難誘導

町内で危険物類やガス類の大規模な漏洩事故等が発生した場合や、大規模な危険物等火災・爆発事故等が発生した場合に住民の生命に危険が切迫する場合は、本章第8節「緊急避難計画」に基づき避難誘導を実施する。

2 被災者の避難収容

大規模な危険物等事故により被災者を避難所に収容する必要がある場合は、本章第9節「避難場所開設・運営計画」に基づき実施する。

第8 交通及び輸送対策

危険物等事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本章第10節「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第9 環境保全対策

本町は、危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、住民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

- (1) 府が実施する環境調査（大気、水質、動植物等）の結果に基づき、環境汚染に関する情報を防災関係機関に通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、府の依頼又は指示により住民への周知及び避難誘導を行う。なお、住民に対する周知、避難指示に際しては、府の指導・助言その他の支援のもと実施する。
- (3) その他、府の行う施策に協力する。

第14節 大規模火災対策

第1 計画の方針

大規模火災が発生した場合、又はそのおそれがある場合、町及び消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携して、効率的・総合的な消火活動を実施するとともに、二次災害を防止するための応急対策を実施する。

第2 活動体制の確立

1 通報・連絡

(1) 出火責任者等による通報

出火責任者及び火災発見者は、建物火災又は火災を発見した場合は、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 消防本部からの連絡

大規模火災が発生し、又はそのおそれがあり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総務部総務課にその旨を連絡する。

2 活動体制の確立

総務部総務課は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生 of 通報を行い、連絡体制を確立するとともに、町長は必要に応じて本章第1節「組織計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

第3 情報の収集・伝達

大規模火災が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」の図3-10のとおりとする。

総務部総務課は、本町域において大規模火災により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況をとりまとめ、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

第4 災害広報対策

本町は、本章第5節「災害広報計画」に基づいて大規模火災に関する広報活動を実施する。

第5 消火活動

1 特異火災予防措置

強風及び異常乾燥時に火災警報が発令された場合、または広域断水などの悪条件が発生し、火災予防を住民に呼びかけた場合には、以下の措置をとる。

(1) 消防団員の出動体制を確保する。

(2) 警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。

(3) 関係機関と協力し、広報車、掲示板、電子メール等による広報をかける。

(4) 車両による警戒パトロールを実施する。

(5) 車両及び資機材を点検し、積載ホースの増加など、出動体制を整える。

2 出動計画

火災出動は町消防隊等に関する規定に基づくものとする。

- (1) 消防車の出動は出動運用計画に定める台数とし、火災種別や火災規模により出動させるとともに、招集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定に基づき、近隣市町へ出動を要請する。
- (2) 消防団の出動区域は各分団の担当区域とするが、災害の状況に応じて、他分団区域への応援出動を行う。

3 広域断水時の火災防御活動

- (1) タンク車を優先出動させるとともに、防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防御活動を行う。防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。
- (2) 企業の自衛消防隊の協力を依頼する。また、上下水道課等他機関の給水車の活用を図る。

第6 救助・救急活動

1 救助活動

- (1) 消防本部及び警察は、119番通報、110番通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- (2) 消防本部は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本章第6節「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

2 救急活動

大規模火災の発生に伴い多数の負傷者が発生した場合は、本章第7節「救助、医療・救護活動計画」に基づき救急活動を実施する。

第7 避難対策

1 避難誘導

大規模火災の発生により火災現場近辺の住民を早急に避難させる必要が生じた場合は、本章第8節「応急避難計画」に基づき、避難誘導を実施するものとする。

2 被災者の避難収容

大規模火災の発生により被災住民を避難所に収容する必要が発生した場合には、本章第9節「避難場所開設・運営計画」に基づき実施する。

第8 交通及び輸送対策

大規模火災に対する消火活動等の実施に必要な交通の確保や緊急輸送、及び大規模火災による道路の破損や決壊その他の事由による交通規制は、本章第10節「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第15節 広域停電事故対策

第1 計画の方針

本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、関西電力送配電株式会社は復旧に全力をあげるとともに、本町及び本町消防機関は、関西電力送配電株式会社、国、府、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

第2 活動体制の確立

1 通報・連絡

関西電力送配電株式会社は、本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合は、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに総務部総務課及び消防本部に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 本町の活動体制

ア 町域内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は必要に応じて本章第1節「組織計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

イ 総務部総務課は、災害対策本部等を設置したときは、関係部にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

(2) 関西電力送配電株式会社の活動体制

ア 災害時における電力施設の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電株式会社の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

イ 関西電力送配電株式会社は本町と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

ウ 関西電力送配電株式会社は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第3 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本章第3節「情報の収集・伝達計画」の図3-10のとおりとする。

1 関西電力送配電株式会社の情報伝達

関西電力送配電株式会社は、広域停電事故が発生した場合は、停電状況、復旧状況等を定期的に総務部総務課及び消防本部に連絡する。

2 本町の情報収集・伝達

(1) 町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電株式会社に情報を提供する。同時に関西電力送配電株式会社からも、収集している情報を入手する。

(2) 総務部総務課は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

(3) 総務部総務課は、広域停電事故の状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告する。

第4 災害広報対策

- 1 関西電力送配電株式会社は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に対応する。
- 2 関西電力送配電株式会社は、本町が広域停電事故に関して本章第5節「災害広報計画」に基づいて実施する広報活動に連携して対応する。
- 3 本町及び関西電力送配電株式会社は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、その地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

第5 救助・救急活動

1 救助活動

- (1) 消防本部及び警察は、119番通報、110番通報及び関西電力送配電株式会社からの通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- (2) 消防本部及び警察は、広域停電に伴うエレベータ事故等の多発により多数の要救助者が発生した場合、エレベータ管理会社等と連携して本章第7節「救助、医療・救護活動計画」に基づいて実施する。
- (3) 消防本部は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本章第6節「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

2 救急活動

消防本部は、町内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

第6 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、「特に配慮を必要とする人達」を避難所に収容する必要がある場合には、非常発電装置等を設置した避難所を開設し、避難者を収容する。避難所の設置及び管理運営は、本章第9節「避難場所開設・運営計画」に基づいて実施するものとする。

第7 交通及び輸送対策

広域停電事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本章第10節「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第16節 広域断水事故対策

第1 計画の方針

災害等による水道施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により水道施設による飲料水の供給ができない事態が発生した場合、迅速かつ的確な応急活動体制の確立、被害調査、応急給水活動、応急復旧工事、広報活動等の応急活動対策を行う。

第2 活動体制の確立

1 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、町域において大規模な漏水事故等が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、電話、電信その他最も早く到達する手段により、上下水道課、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 上下水道課からの連絡

ア 上下水道課は、町域において大規模な漏水・断水事故等により、飲料水の供給ができない事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「久御山町水道防災計画」に基づき部内の連絡体制をとると同時に、総務部総務課及び消防本部に連絡する。

イ 上下水道課は、町域において大規模な漏水・断水事故が発生し、上下水道課の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総務部総務課にその旨を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 本町の活動体制

総務部総務課は、本町域において大規模な漏水・断水事故が発生したとの通報を受けたとき、又は上下水道課から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生 of 通報を行い、連絡体制を確立するとともに、町長は必要に応じて本章第1節「組織計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

第3 被害状況の調査

上下水道課は、以下の被害調査を実施する。

(1) 浄水場、配水池等の被災調査

(2) 配水管路網の被災調査

第4 応急給水対策

上下水道課は、町域全体の被災状況を把握した上で、事故災害対策本部と密接な連絡を行いながら緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

1 応急給水計画の作成

(1) 応急給水の目標量は、災害の程度・状況により判断する。

(2) 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。

(3) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設への緊急給水を優先する。

2 応急給水の実施

- (1) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水する。
- (2) 断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。
- (3) 断水地域の応急復旧の進展により、状況に応じて仮設給水栓による給水を行う。

第5 応急復旧対策

応急復旧の実施は、施設の被災状況に応じて実施する。

- (1) 施設の被災状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して応急復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧工事は、工事業者等に工事の要請を行う。

第6 災害広報活動

水道施設の被災情報、断水情報、応急給水情報、復旧情報については、本章第5節「災害広報計画」に基づき事故災害対策本部が実施する広報活動と相互の役割分担を図り、迅速かつ正確な広報活動を実施する。

1 町本部の広報への情報提供

上下水道課は、定期的に事故災害対策本部に広報用情報の提供を行う。提供する情報は以下のとおりとする。

(1) 被災情報

- ア 施設の被災情報については、被災後直ちに行われる被災調査の結果を迅速に報告する。
- イ 断水情報についても、同様とする。

(2) 応急給水情報

応急給水地点の位置、応急給水時間、応急給水の方法等について定期的に報告する。

(3) 復旧情報

断水地域の復旧情報及び見通しについて定期的に報告する。

第7 関係機関への協力要請

災害の規模が大きく、上下水道課内及び本町での対応が困難な場合、近隣市町、府及び府下市町村、他府県等に応援を要請する。

1 京都府下の水道事業管理者への応援要請

町長は、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- (1) 災害の日時、場所及び状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時
- (4) その他応援に必要な事項

2 府及び他府県への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、必要事項を明らかにして町長が日本水道協会京都府支部長を通じて関西地方支部長へ要請を依頼する。

京都府は、本章第6節「応援要請計画」に基づき応援を要請する。

3 京都南部都市広域防災連絡会構成市町への応援要請

京都南部都市広域防災連絡会構成市町に対する応援要請は、本章第6節「応援要請計画」に基づき、事故災害対策本部長が実施する。

第 17 節 原子力発電所事故対策

第 1 計画の方針

福井県に所存する原子力発電所は、本町から約70kmの距離に位置していることから、本町は京都府地域防災計画において「防災対策を重点的に充実すべき地域（以下「関係市町」）には含まれていないが、原子力発電所事故発生後には、事故状況の把握はもとより、住民に対しての正確な情報提供や避難の必要性、地場産業等に与える風評被害の防止等に、京都府及び関係市町、その他防災関係機関と連携して対応していく。

第 2 活動体制の確立

総務部総務課は、次の場合には、関係部に原子力災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、町長は、本章第 1 節「組織計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（原子力災害対策特別措置法第 15 条）したとき。
- (2) 京都府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき。
- (3) その他町長が必要と認めた場合。

第 3 情報の収集・伝達

総務部総務課は、原子力発電所事故に関する被害状況、被災地の状況に関する国や京都府等からの情報について、関係機関と調整し、可能な限りの情報収集に努める。

収集できた情報について、関係部署に伝達し情報共有を図るものとする。

第 4 避難及び退避

町は、原子力災害による住民の放射線被曝を極力避けるとの考え方に立ち、原子力発電所で事故が発生した場合退避及び避難措置を実施する。

(1) 退避の準備

町は、原子力緊急事態宣言の発出が行われた場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し退避の準備を指示するものとする。また、退避の準備指示にあたっては、次の事項を明示して行なうものとする。

- ア 町事故災害対策本部から住民への緊急指示であること
- イ 事故の概要
- ウ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- エ その他必要事項

(2) 屋内避難

町は、放射能汚染が拡大し、町域への影響のおそれがある場合、原子力災害の危険性を配慮し、住民に対し屋内退避を指示するものとする。

(3) 避難

町は、放射能汚染が拡大し、町域への影響がある場合、原子力災害の危険性を配慮し、住民に対し避難を指示するものとする。

ア 避難所の開設決定

町は、避難措置を決定した場合、避難所の開設を決定する。

イ 住民への指示

町は、避難措置及び避難所開設を決定した場合、速やかに以下の事項を住民に伝達する。

- (ア) 町事故災害対策本部からの緊急指示であること
- (イ) 事故の概要
- (ウ) 放射性性質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- (エ) 応急対策の状況及び今後とるべき措置
- (オ) 避難措置をとること及びその対象地区
- (カ) 避難所
- (キ) 避難にあたっての注意事項（携行品等）

(4) 広域避難

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、勝者制汚染が拡大し、町域への大きな影響がある場合、住民に対し広域避難を指示するものとする。

町は、広域避難を行う必要が生じた場合、京都府から避難所となる施設の指示を受け、京都府及び受入れ先の市町長と緊密な連携のもとに避難を実施するものとする。

第5 農林水産物の採取及び出荷制限

町は、京都府より指示があった場合、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第6 広報・広聴対策

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺・混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、次に掲げる事項について、本章第5節「災害広報計画」に基づいて広報・広聴活動を実施する。

- (1) 事故が発生した施設名、発生時間
- (2) 事故の状況と今後の予想
- (3) モニタリングポストが設置されている宇治測定所の測定値データの公表
- (4) 住民のとるべき行動についての指示

第7 風評被害等の影響の軽減

町は、国、京都府、関西広域連合、経済団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、原子力発電所事故に伴う影響等（モニタリングポストの測定値、放射性物質による汚染状況調査等）について迅速かつ的確に広報するとともに、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進等のための広報活動等の対策を行なうものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 住民生活安定のための緊急措置に関する計画

第1 計画の方針

大規模な事故発生時における復旧は、「風水害対策編・震災対策編」第4章「災害復旧計画」に基づくほか、特に、事故により直接被害を受けた被災者の生活確保と、事故原因となった施設・設備等の迅速な現状回復・再発防止を重点的に講ずるものとする。

- (1) 大規模な事故災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらの被災者に対し、早期に従前の生活を再建するため、きめ細かな援助策を実施するものとする。
- (2) さらに、事故発生の原因者となった事業所等は、迅速に事故により被害を受けた各施設の原形復旧を実施するとともに、事故の再発防止を図るため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の事故発生に備える事業の対策について実施を図るものとする。

また、復旧過程における社会的影響を極力軽減するため、住民に対し可能な限り復旧予定時期の明示に努めるものとする。

第2 生活相談

事故災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起できるよう、第3章第5節「災害広報計画」に基づき、被災者の相談、要望、苦情等を聞き取るため、事故現場、避難所等に相談所を設ける。

第3 被災者への援助

事故災害により被害を受けた住民に対しては、法令・条例に基づくところにより（「風水害対策編・震災対策編」第4章「災害復旧計画」を参照）火災見舞金等の支給、町税の徴収猶予、減免等の施策を講じ、被災者の生活再建を援助する。

第2節 事故原因者等による復旧対策

第1 電力施設

1 計画の方針

広域停電事故発生時における電力施設の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電株式会社防災業務計画に定めるところに従い復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

2 計画の内容

- (1) 災害により、電力施設が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。
- (2) 関西電力送配電株式会社は本町と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。
- (3) 関西電力送配電株式会社は、関係機関と協力し、変電所等の被害状況、発生原因を考慮し、被害状況に基づいて復旧事業計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。
- (4) 関西電力送配電株式会社は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第2 上水道施設

1 計画の方針

広域断水事故発生時における水道施設の被害の復旧は、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

2 計画の内容

- (1) 水道事業者は、被害状況により、町指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建設業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。
- (2) 水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第3 ガス施設

1 計画の方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 計画の内容

- (1) ガス供給施設の復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- (2) 事故復旧計画の策定及び実施に当たっては、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。
- (3) 大阪ガスネットワーク株式会社は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第4 道路施設

1 計画の方針

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、町民生活に大きく影響を及ぼす。従って、事故により被害を受けた箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる。

2 計画の内容

- (1) 道路管理者は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。
- (2) 道路の二次災害のおそれもある場合、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。
- (3) 復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。
- (4) 道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。